

OMUTA YANAGAWA SHINKIN BANK DISCLOSURE 2020

地域のお客様の
お役に立ちます



大牟田柳川信用金庫の経営内容等のご案内

DISCLOSURE 2020

皆様のご繁栄に役立つ
地域社会の発展と
地域のための金融機関として
金融機関を目指します。

Contents

経営理念・経営方針	2
金庫の主要な事業の内容	3
大牟田柳川信用金庫と地域社会	4
お客様アンケート	9
手数料のご案内	11
商品・サービスのご案内	12
当金庫がおすすめする商品のご案内	14
概況及び組織	16
当金庫のあゆみ	19
総代会制度	20
中小企業・小規模事業者の経営改善及び 地域の活性化のための取組み状況	22
「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等	25
業務の適正を確保するための体制	28
リスク管理の体制:統合的リスク管理	32
法令等遵守の体制	36
顧客保護等管理の体制	39
その他の体制	44
預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について	45
振り込め詐欺等の犯罪被害金支払についてのご案内	45
信金中央金庫のご案内	48
資料編	49

柳川市

「柳川雛(ひな)祭り・さげもんめぐり」

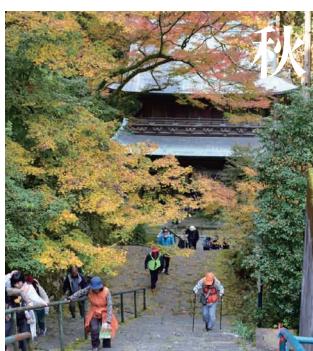
「柳川雛(ひな)祭り・さげもんめぐり」の一環で1月に開かれた「さげもん展示即売会」です。手作りのさげもんや柳川まりなど約2500点が会場を彩り、女の子の成長を願って来場した家族の笑顔であふれています。



春



夏



秋



冬

大牟田市

「大牟田市動物園」

豊かな自然に囲まれた街の中心地の大牟田市動物園は「動物をとおしたこころの交流」をテーマに、動物とスタッフと来場者との交流を大切にしている、大人から子供まで楽しめる動物園です。モルモットなど動物とのふれあいイベントを年間を通じて数多く実施しています。

みやま市 「清水寺」

みやま市瀬高町本吉の清水寺で鮮やかな紅葉と歴史文化に癒されるトレッキングの様子です。

筑後市

「恋木神社」

筑後市にある恋木神社は、全国でも珍しい恋の神様「恋命(こいのみこと)」を祀る神社として大人気。ピンク色の可愛い社殿と境内にはハートがあふれています。



理事長
枠 原 誠

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より大牟田柳川信用金庫に対し、格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年も、ディスクロージャー誌「OMUTA YANAGAWA SHINKIN BANK DISCLOSURE 2020」を作成いたしました。当金庫の経営理念、経営方針、最近の業績はもとより業務内容、地域貢献活動及び地域のお客様とのふれあい活動等をわかりやすくご案内致しておりますので、ご高覧頂き、当金庫へのご理解を一層深めて頂ければ幸いに存じます。

令和元年度のわが国経済は、米中貿易摩擦等の不安定な海外情勢が輸出・観光に悪影響を及ぼしたことに加え、10月の消費税率引上げ後に支出を控える動きがみられるなど、不透明感を増しながらも基調としては緩やかな回復を続けました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の縮小を受け、年度末にかけて大幅に下押し圧力が加わり厳しい状況となりました。

これらに加え、地域経済は、人口減少や少子高齢化が加速しているほか、中小企業の人手不足や経営者の高齢化、後継者難といった構造的な問題が深刻化しました。

金融面では、日本銀行の超低金利政策の継続により短期金利・長期金利ともに極めて低い水準で推移するなか、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への影響懸念から、年度末にかけて金融資本市場は大きく変動しました。

このような環境のもと、当金庫の業績面では、貸出金につきましては、事業性評価・金融仲介機能の発揮を踏まえた課題解決型金融を実践するとともに、お客様の資金ニーズにお応えする取組みを行いましたが、期末残高は前期比6億8百万円減少し886億18百万円となりました。

預金につきましては、地方創生ムービープロジェクトである大牟田市動物園を舞台にした映画「いのちスケッチ」の制作にちなみ、特別金利定期預金『みらいスケッチ』を販売するなど、お客様のニーズにあった金融商品・サービスの提供に努めしたことにより、期末残高は前期比8億95百万円増加し1,857億33百万円となりました。

損益につきましては、経常収益は、資金運用収益、役務取引等収益およびその他経常収益が増加したものの、その他業務収益が減少したことから、前期比20百万円減少し27億32百万円となりました。経常費用は、役務取引等費用が増加したものの、資金調達費用、その他業務費用、経費およびその他経常費用が減少したことから、前期比1億6百万円減少し23億55百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比85百万円増加し3億77百万円、当期純利益は前期比49百万円増加し2億64百万円となりました。

こうしたなかで迎える令和2年度は、長期経営計画『「共創力」発揮3か年計画』の最終年度にあたります。

本計画は、信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき、地域社会の発展をお客様と共に目指すことにより、地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地位を確立することを目指すべき姿としています。そのために、地域に根ざす協同組織金融機関として持続可能なビジネスモデルを構築するため、収益計画をベースにしたうえで、全役職員の共通認識のもと事業計画に掲げる重点戦略への取組みを強化してまいります。さらに新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けられた事業者の皆さまの心の拠り所となるべく、全役職員と共に誠心誠意の対応に努めてまいります。

今後とも、地域との共存共栄をめざした創業の理念を忘れず、さらに地域に愛され信頼される金融機関になるように、役職員一同、志を同じくして歩んでまいりますので、なお一層のご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆さまのご健勝と益々のご繁栄を祈念いたしましてご挨拶いたします。

令和2年7月



DISCLOSURE 2020

■経営理念 ■経営方針 ■金庫の主要な事業の内容

経営理念

私たちちは、豊かな街づくりのために 地域の皆様とともに歩みます。

『地域との共存共栄をめざした創業の理念を礎に
お客様とともに豊かな未来を創り上げていくこと(共創)によって
さらに愛され信頼される地域金融機関になるよう
役職員一同、志を同じにして歩んでいくとの“おもい”を込めて』

経営方針

- ①地域の繁栄と豊かな未来の実現に向け、中小企業の健全な発展及び社会への貢献と連携に努めます。
- ②地域に根ざした信頼される協同組織金融機関として、健全経営及び金融サービスの充実に努めます。
- ③希望ある職場と安定した生活の実現に向け、人材の育成と活気ある職場づくりに努めます。

当金庫の考え方

「地域に密着した信頼される金融機関」

当金庫は、協同組織の地域金融機関として、その使命を自覚し、健全経営をモットーに「地域に密着した信頼される金融機関」として、役職員一体となって地域経済の発展と金融サービスの充実・強化に努め、地域の皆さんから、必要とされる金融機関をめざしております。

人材育成と資質の向上・人的リスク管理の充実

当金庫が、これからも地域になくてはならない金融機関であり続けるためには、「人材」の育成が重要です。金庫の経営理念を実践できる職員の育成は、永遠かつ不变の課題であり、これからも積極的かつ率先的に取り組んでいくべき当金庫の最重要課題であると認識しております。

近年、少子高齢化に伴う労働人口の減少や新卒者の採用難等により、限られた人員構成の中で業務の効率化や収益力の向上が求められています。そのような中、当金庫では、若手職員の早期戦力化を目的とした階層別・業務別研修会への派遣をはじめ、女性職員の活躍推進や高齢者の活用、管理職のマネジメント能力向上等に取組むことにより金庫内の活性化推進に努めております。

併せて、労働法制を取り巻く環境変化への対応をはじめ、様々なハラスメントへの対応、人材の流出・喪失などによる職員全体の士気低下の抑制を図るなど、多岐に亘る人事処遇の問題や雇用管理上の問題、職場の安全衛生環境の問題等々、それらの問題が生じる可能性を極小化するよう人的リスクの管理に努めております。

金庫の主要な事業の内容

[当金庫は次のような業務を行っています]

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3 の業務に付随する次に掲げる業務

その他の業務

- (1) 債務の保証又は手形の引受け
- (2) 有価証券((4)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
- (3) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (4) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (5) 短期社債等の取得又は譲渡
- (6) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 日本銀行
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 西日本建設業保証株式会社
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
- (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (8) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (9) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (10) 振替業
 - (11) 両替
 - (12) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((4)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (13) 金融等デリバティブ取引((4)及び(12)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - (3) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務



DISCLOSURE 2020

■大牟田柳川信用金庫と地域社会

大牟田柳川信用金庫と地域社会

[当金庫の地域経済活性化への取組みについて]

当金庫は、福岡県南部に店舗を置き、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

※計数は令和2年3月末現在

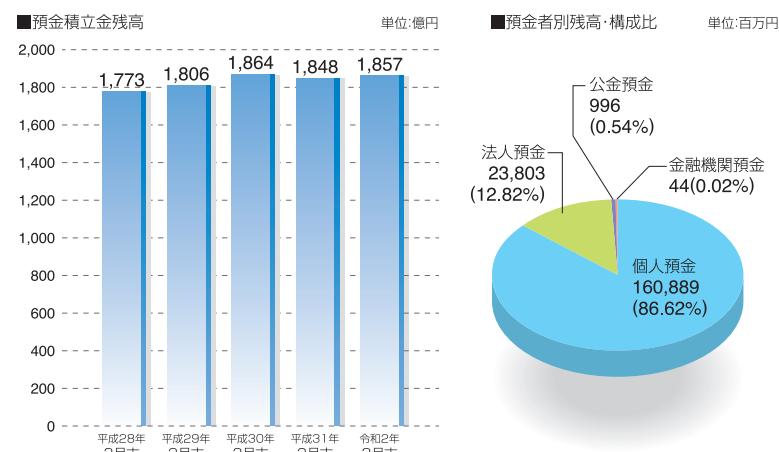


1 預金・積金

当金庫は、お客様からお預かりしている大切な預金は、お客様から信頼をいただいている証と考えております。

そのため、お客様の堅実な資産形成や利便性の向上を目的に各種預金を取り揃えております。今後もお客様に喜んでいただける新商品の開発やサービスの充実に一層努めてまいります。

預金積金残高 **1,857億33百万円**



2 出資金

出資会員数 **12,971名**

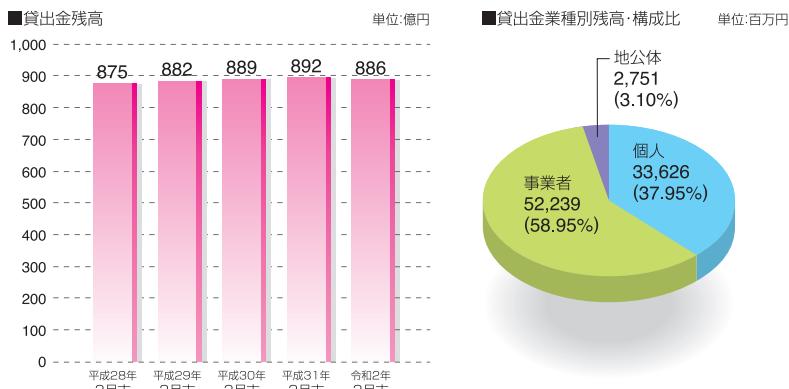
出資金残高 **4億3百万円**

配 当 率 **年4.00%**

3 貸出金

お客様からお預かりしている大切な預金につきましては、地域経済の繁栄・活性化ならびに地域にお住まいの方々の暮らしに役立てるため、円滑な資金供給を行う形で、地域の皆様や地域社会に還元しております。

貸出金残高 **886億18百万円**



4 地方創生・地域経済活性化への取組み

当金庫は地元の中小企業や地域住民の方を支援するため、自治体や関連団体、各種専門家や他金融機関等とネットワークを形成し、地域の抱える課題の解決と地域経済の持続的発展に資する取組みを積極的に展開しています。

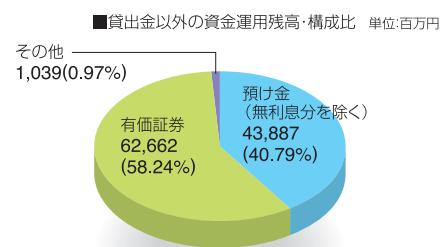
「平成31年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(地域中小企業知的財産支援力強化事業)」(特許庁)採択事業に一般社団法人九州北部信用金庫協会と福岡県・佐賀県・長崎県の13信用金庫、その他支援機関で構成された「しんきん知財コーディネーターズ」の一員として参画。国内の大企業が持つ知的財産(特許)のうち他社にもその活用を認める「開放特許」の技術について、その活用を模索する地元中小企業との間において当金庫が橋渡し役となり中小企業の新商品開発を後押しする支援取組みとして令和2年3月3日に開放特許実施許諾調印式に臨みました。



5 貸出金以外の運用

貸出金以外の運用につきましては、有価証券や預け金等による運用を行っております。有価証券は安全性や収益性に留意し、債券(国債等)を中心に運用しております。

貸出金以外の資金運用残高 **1,075億89万円**



6 今期決算

お客様と共に豊かな地域の未来を創り上げていくこと(共創)によって、「つなぐ力」など、独自性・特性や強みをさらに発揮しながら、お客様満足度が向上する金融サービスの提供に努めるとともに、資金の効率的な運用に努めました。この結果、おかげさまで右のとおりの利益を計上することができました。

業務純益	経常利益	当期純利益
4億92百万円	3億77百万円	2億64百万円

7 文化的・社会的貢献

(1) 文化活動

各営業店でのロビー展を適宜開催しております。

(2) 環境への取組み

クールビズ・ウォームビズを実施しているほか、各地域での清掃活動を営業店ごとに実施しております。

(3) 福祉活動

幼稚園・保育園児を対象とした交通安全教室を定期的に開催しております。

(4) 地域行事への参加

各地区でのお祭り・イベント等へ積極的に参加しております。

(5) スポーツ振興への支援・協賛

少年ソフトボール大会の主催を始めとして各地区的スポーツ事業等への協賛も行い、それらの振興に努めております。



DISCLOSURE 2020

■大牟田柳川信用金庫と地域社会

大牟田柳川信用金庫と地域社会

第3回FMたんと42.195kmリレーマラソンの特別協賛について

新栄町支店の駐車場を有料でご利用いただいた皆さまの善意の証として、平成30年11月から令和元年10月までの12か月間の収入全額を、FMたんと42.195kmリレーマラソンの特別協賛金及び大牟田市動物園へ寄贈いたしました。

当金庫も特別協賛企業としてリレーマラソンに3チーム出場とボランティアスタッフとして参加しました。

1.開催年月日：令和元年11月17日

2.主 催：FMたんと（株式会社有明ねっこむ）

3.特 別 協 賛：大牟田柳川信用金庫他1社



大牟田市動物園への寄贈について

社会貢献活動の一環として、大牟田市動物園へ寄贈しました。

1.寄贈年月日：令和元年12月25日

2.寄 贈 先：大牟田市動物園

3.寄贈の内容：ベンチ3脚



信用金庫の日キャンペーン

6月15日の「信用金庫の日」における業界統一広報事業として、しんきん地域応援キャンペーンに参加するとともに、日頃の感謝を込めてご来店いただきましたお客様に粗品をお配りしました。



園児の交通安全教室

毎年、営業店ごとに幼稚園、保育園の児童を対象に地元警察署のご協力を得まして交通安全教室を開催し、教材ビデオなどで交通マナーを楽しく学習しております。



ちびっこギャラリー展

毎月、営業店ごとに小学生の絵画や版画等をロビーに展示し、ご来店されたお客様に、お楽しみいただいております。



敬老の日似顔絵展

幼稚園、保育園の児童を対象に、毎年、敬老の日を記念しまして、営業店ごとにロビー展を開催しております。



地域のお祭り等への参加

営業地域内で行われるお祭りやイベント等へ積極的に参加し、地域の皆様とのコミュニケーションを深めております。



ボランティア活動

地域の清掃活動等を通して皆様のお役にたてるよう努めております。

令和元年度は、第8回大牟田花街道プロジェクトに参加したり、店周清掃活動を実施しました。





DISCLOSURE 2020

■大牟田柳川信用金庫と地域社会 ■お客様アンケート

金融教育活動

福岡県立大牟田北高等学校の1年生を対象としたキャリア教育「カタリバ」へ当金庫職員を講師として派遣しました。



グラウンドゴルフ大会

地域の皆様との交流により親睦を深めることを目的として開催・協賛を行なっております。



少年ソフトボール大会・少女フットベースボール大会

小学生のスポーツ普及と発展に寄与することを目的として開催しております。



クラブ活動

趣味や職員間の親睦を図るため、野球部・マラソンサークル・カメラサークル・剣道愛好会等のクラブ活動を行い、地域との交流を深めています。



「やるばん」の発行

3ヶ月ごとにお取引先のオーナー、元気な企業、おいしい食事の店等をご紹介しております。



お客様アンケート

【元年度版】調査実施時期：令和元年11月11日(月)～11月22日(金)

アンケート調査の目的

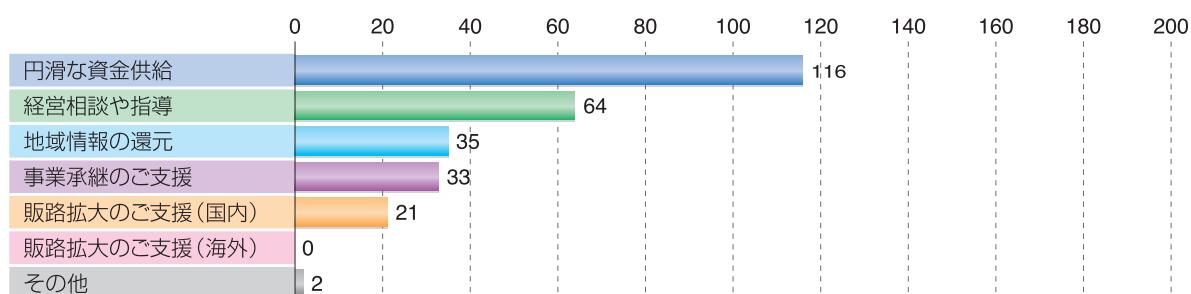
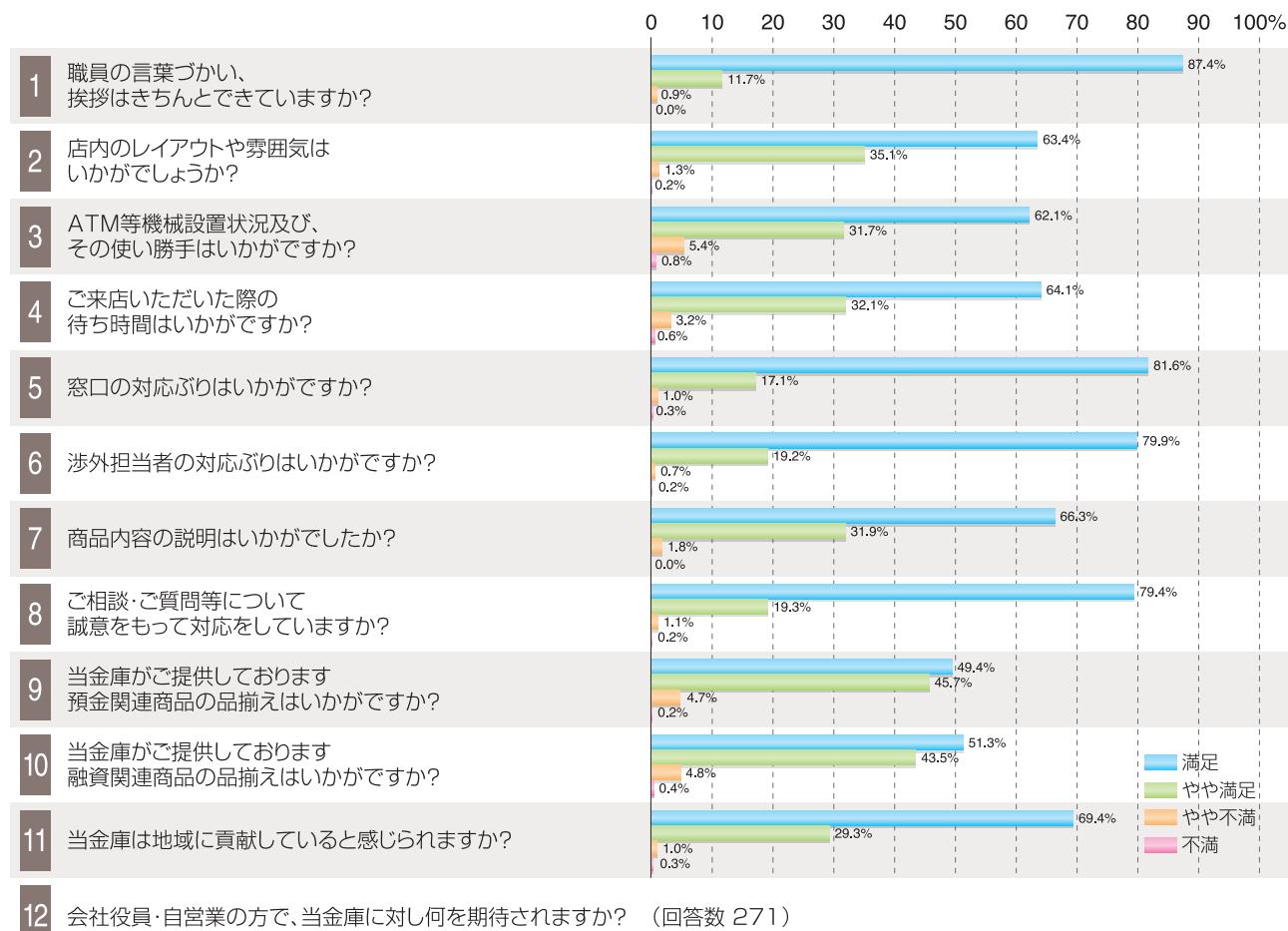
当金庫は、地元で営業活動を行ううえで、お客様の満足度・利便性を一層向上させるため、多くのお客様から寄せられた貴重な「声」を金庫経営に反映させることを目的にアンケート調査を実施しております。

実施方法

お客様の率直なご意見をアンケート用紙にご記入いただくために当金庫の全ての窓口・専門担当者が1,500名のお客様を対象にアンケート用紙と一緒に返信用封筒をお渡しし、お客様がアンケートを記入された後、ご本人が直接当金庫本部へアンケート用紙をご郵送いただく方法を採っております。

公 表

アンケート調査結果につきましては、当金庫の店頭に冊子として備え置くとともに、当金庫のホームページに掲載しております。





DISCLOSURE 2020

■お客様アンケート ■手数料のご案内

お客様の利便性の向上



座って書ける記帳台

ゆっくり座って書ける記帳台を設置しております(一部店舗を除く)。



AEDの設置

全店舗にAED(自動体外式除細動器)を設置しております。



携帯助聴器

お客様の利便性向上のため、当金庫では携帯助聴器をはじめ、老眼鏡や杖ホルダー等を全店舗のロビーに設置しております。



番号カード発行機

お客様の待ち時間が一目でお判りいただけるように、番号カード発行機を設置しております(一部店舗を除く)。

お客様のニーズに即した商品開発

お客様のニーズに即した商品開発を行い、店頭表示金利に上乗せした定期預金・定期積金や金利を優遇したローンの取扱いなどを行っております。



預 金

■「みらいスケッチ」定期

募集期間 2019年6月14日～2019年9月30日

■「みらいスケッチ」SCENE2定期

募集期間 2019年11月1日～2020年1月31日

■子育て応援定期積金

募集期間 2019年4月1日～2020年3月31日

■相続定期預金

2014年7月1日取扱開始

貸 出 金

■無担保住宅ローン

2016年6月15日取扱開始

■「カーライフプラン・教育プラン」特別金利キャンペーン

2020年1月6日～2020年3月31日

■ネットでローン

2017年1月4日取扱開始

当金庫は、お客様アンケート調査を通じて皆様からお寄せいただきました多くの貴重なご指摘やご要望等につきまして真摯に受け止め、お客様の満足度・利便性の一層の向上を図るために各種業務の改善について速やかに検討を行い、改善できるところにつきましては逐次改善を行っております。本紙面に掲載しております事項等につきましては、当金庫がお客様の声等を基に行った施策の一部であり、今後もアンケート調査を継続しつつお客様のご意見を参考に当金庫業務の改善につなげていく所存でございます。

手数料のご案内

手数料については、消費税込の金額で表示しています。

2020年4月1日現在

■内国為替

項目		同一店舗内	本支店宛	他行宛
振込	窓口利用	5万円未満 5万円以上	330円 550円	330円 880円
	自動機 現金利用	5万円未満 5万円以上 5万円未満 5万円以上	無料 110円 無料 220円	330円 550円 550円 770円
	ファーム・ホーム・テレホン・インターネットバンキング	5万円未満 5万円以上	無料 110円	330円 550円
	自動送金サービス	5万円未満 5万円以上	110円 220円	220円 770円
	送金		普通扱い 至急扱い	660円 880円
	代金取立		普通扱い 至急扱い	880円 1,100円
	振込、送金、代金取立組戻手数料			1,100円
	不渡手形返却料			1,100円
	取立手形店頭提示料			1,100円
	不渡異議申立預託取扱料			5,500円

■預金関係

項目		金額	
当座小切手帳発行手数料		1冊(50枚綴)	
手形帳(約手・為手)発行手数料		1冊(50枚綴)	
自己宛小切手発行手数料		1枚	
マル専手形手数料		口座開設 手形用紙1枚	
署名鑑登録手数料		依頼書1枚毎	
主な発行費用	通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1,100円	
	ICキャッシュカード新規・再発行手数料		
	カードドローナカード再発行手数料		
	貸金庫カード再発行手数料		
	個人・法人IBカード再発行手数料		
登記事項証明書等の登記情報資料の取得費用		実費請求	
ATM入出金	利用日 時間 当金庫 他金庫 他行 ゆうちょ銀行		
	平日 8:45~18:00 無料 無料 110円 110円		
	上記以外 110円(*1) 110円 220円 220円		
	土曜 8:45~14:00 無料 無料 110円 110円(*2)		
日祝日	上記以外 110円(*1) 110円 220円 220円		
	上記以外 110円(*1) 110円 220円 220円		

(*1)当金庫のお客様の「入金」については無料です。 (*2)9:00以降の手数料となります。

*ゆうちょ銀行の取引は、日祝日午後1:00までご利用可能です。

■諸証明書関係

預金・融資残高証明書	継続発行(注)	1通	550円
	都度発行	1通	550円
利息証明書		1通	550円
その他の諸証明書発行		1通	550円
取引履歴明細表 (請求日から最長過去15年間を限度)	1口座		550円
当金庫指定外帳票での証明書	監査法人宛 上記以外	3,300円 1,100円	
出資・株式保管金証明書発行	証明書発行額×1,000分の2.750		
情報開示	氏名・住所・電話番号・生年月日・ 勤務先(勤務先名又は職業・電話番号)	1通	1,100円
	上記以外の情報	1項目毎	1,100円

(注)「定期の残高証明発行依頼書」で指定を受けているお客様について発行する手数料です。(郵送)

■融資関係

項目		単位	金額
返済予定期再発行		1件	550円
住宅・ リフォーム・ 消費者ローン	全額線上	借入日から5年未満	5,500円
		借入日から5年以上	無料
	期間短縮一部線上(元金100万円以上)		5,500円
その他の条件変更			5,500円
不動産担保 取扱手数料	新規設定金額1,000万円未満*		33,000円
	新規設定金額1,000万円以上*		55,000円
	・極度額増額・極度額減額・追加担保 ・順位変更・譲受・一部抹消・担保差替		22,000円
	・登記事項証明書等の登記情報資料や 公図・図面の取得費用		実費請求
期限前弁済手数料	期限前弁済の禁止の特約がある場合、5,500円に加え、 特約書記載の計算方法により算出した金額が必要となります。		
	融資証明書	1通	11,000円

*「U-45マイホーム取得支援事業」「ふくおか型長期優良住宅制度」をご利用いただいた住宅ローンにつきましては新規設定に限り半額に致します。(ただし、重複の利用は不可とします)

■両替手数料(1回あたり)※枚数は、おつりを含む合計枚数となります。

(1)両替機利用手数料

両替後の受取枚数	金額	両替後の受取枚数	金額
1 ~ 49枚	無料★	501 ~ 1,000枚	300円
50 ~ 500枚	200円	1,001 ~ 1,500枚	400円

*金種によっては両替が出来ない場合がございます。

*両替機をご利用の場合、1回あたりの両替最大枚数は支店によって異なりますので両替機の表示をご確認ください。

*ご希望金種によっては最大枚数までの両替が出来ない場合がございます。

*手数料は100円換算のものを受け付げります。あらかじめ100円換算をご用意ください。

(2)窓口両替手数料

お取扱い枚数	金額	お取扱い枚数	金額
1 ~ 49枚	無料	501 ~ 1,000枚	550円
50 ~ 500枚	330円	1,001枚以上	1,100円(注)

(注)1,000枚ごとに550円加算されます。

*お取扱い枚数は「荷物前」「荷物後」のいずれか多い方の枚数をさせていただきます。

したがいまして、高額の金種にまとめる両替につきしても手数料をいただきます。

*同一金種の券券への両替、汚損した券券の交換・記念券券の交換については無料です。

(3)金種指定支払手数料

窓口で現金によるご預金のお引き出しに際しまして金種を指定される場合、お取扱枚数に応じて「窓口」での両替手数料と同額の手数料をいただきます。

(お取扱枚数につきましては、お引き出し枚数から円券の枚数を差し引いた枚数とさせていただきます。)

■保管業務

項目		小(月額)	中(月額)	大(月額)
貸金庫	本店ご利用の場合	880円	990円	1,100円
	新栄町支店ご利用の場合	990円	1,320円	1,650円
	吉野支店ご利用の場合	1,210円	1,430円	1,540円
	夜間金庫使用料		月額	6,600円

■サービス業務

フアームバンキング	契約料 55,000円 月額基本料 11,000円
ホームバンキング 法人インターネットバンキング(IBM)	契約料 無料 月額基本料 1,100円
自動送金サービス	契約料 無料 月額基本料 無料
個人インターネット・テレホンバンキング	契約料 無料 月額基本料 無料

■でんさいネット

(1)月額基本料

区分	月額
債務者として利用する場合	1,100円
債務者として利用しない場合	0円

(2)各種記録請求等手数料(取引1件あたり)

取引種類	金額
発生記録請求	当金庫宛 330円
	他行庫宛 660円
	当金庫宛 330円
債権者請求方式(注)	他行庫宛 660円
	当金庫宛 330円
譲渡記録請求	他行庫宛 660円
分割(譲渡)記録請求	当金庫宛 330円
保証記録請求	他行庫宛 660円
支払等記録請求	当金庫宛 220円
変更記録請求	W E B 220円
	書面 1,650円
	W E B 0円
開示請求	W E B 1,100円
	書面 2,750円
	W E B 4,400円
残高証明書	定例発行方式 2,200円
	口座間送金決済中止 1,100円
	でんさい割引記録 330円
	でんさい買戻手数料 1,100円
	支払不能情報照会 1,100円
	中小企業倒産防止共済制度に係る証明書発行料 1,650円
	特定記録機関変更記録 4,400円
(3)事務代行処理手数料(取引1件あたり)	
取引種類	金額
発生記録請求	
譲渡記録請求	
分割(譲渡)記録請求	
保証記録請求	
支払等記録請求	
変更記録請求(WEB)	
でんさい割引記録	
パンコンの故障等により、インターネット環境が利用できない場合等に当金庫が行う代行処理手数料	1,100円

(注)債権者請求方式は、手数料が債権者様に課金されますので注意ください。



DISCLOSURE 2020

■商品・サービスのご案内

商品・サービスのご案内

ご預金

種類	しくみ・目的	期間	お預け入れ金額	
当座預金	小切手・手形をご商売のお取引にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金、定期積金がセットされます。便利な自動ご融資により定期預金・定期積金お預け入れ額の90%、最高1,000万円がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	出し入れ自由、給与・年金などの自動受取、公共料金・クレジットなどの自動支払いに幅広くご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
無利息型普通預金	決済用預金に該当しますので、預金保険制度の対象となり全額保護されます。ただし、お利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	お預け入れ残高に応じてお利息がアップし、有利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
通知預金	まとまったお金を短期間ムダなく運用いただけます。	7日以上	10万円以上	
納税準備預金	納税資金の計画的なご準備にご利用いただけます。	引出しが原則として納税のみ	1円以上	
スーパー積金	スーパー積金は目的にあわせてお積立ていただけます。	6ヵ月以上5年以内	月掛1,000円以上	
定期預金	自由金利型定期預金(大口定期)	市場実勢により金利が決まる安全・有利な預金で、まとまった資金の運用に最適です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
	自由金利型定期預金(スーパー定期)	大口定期に準ずる安全・有利な預金です。個人向けの3年以上は有利な半年複利もご利用いただけます。	1ヵ月以上5年以内	100円以上
	自由金利型期日指定定期預金	1年複利の利回りで運用いただけます。	3年	100円以上
	変動金利型定期預金	お預入れ日から6ヵ月毎に利率が変更されます。	1年以上3年以内	100円以上
財形貯蓄	一般財形	積立金を1年複利の利回りで運用いただけます。	3年以上	100円以上
	年金財形	老後の生活資金として有利にご利用いただけます。	5年以上	100円以上
	住宅財形	将来のマイホーム建設資金として有利にご利用いただけます。	5年以上	100円以上

個人ローン

種類	お使いみち	ご融資期間	ご融資限度額	
住宅ローン	住宅ローン	住宅の新改築、購入、借換などご利用下さい。	420ヵ月以内	1億円
	無担保住宅ローン	担保は不要、スピード審査でご利用できる住宅ローンです。	240ヵ月以内	1,500万円
	リフォームプラン／リフォームプラン・エコ	リフォーム資金としてご利用ください。	180ヵ月以内	1,000万円
	ソーラー・リフォームローン	エコ関連設備の購入・設置資金としてご利用ください。	180ヵ月以内	1,000万円
消費者ローン	個人ローン	健康的で文化的な生活を営むための資金としてご利用ください。	120ヵ月以内	500万円
	クイックサポートローン「応援隊」	お使いみち自由、事業や暮らしのための資金としてご利用ください。	84ヵ月以内	300万円
	カーライフプラン／カーライフプラン・エコ	自動車、オートバイ、自転車等の購入資金としてご利用ください。	120ヵ月以内	1,000万円
	カードローン	健全な消費資金としてご利用ください。	60ヵ月以内	500万円
	教育プラン	学校納付金などにご利用ください。	192ヵ月以内	1,000万円
	子育て応援プラン	出産・子育てにかかる費用にご利用ください。	120ヵ月以内	100万円
	ファミリーローン・モア	お使いみちは自由(但し、事業性資金は除く)な資金としてご利用ください。	120ヵ月以内	1,000万円
	グッドライフ60	年金受給者の方でお使いみち自由、暮らしのための資金としてご利用ください。	120ヵ月以内	100万円
	フリーローン「ビッグ」	お使いみちは自由(但し、事業性資金は除く)な資金としてご利用ください。	120ヵ月以内	800万円

公的融資制度

種類	
国の教育ローン	15年以内(在学期間内での据置期間含む。)300万円以内

主なサービス

種類	サービスの内容
キャッシュカードサービス	だいしんのキャッシュカードは、全国の信用金庫および全国の銀行、JA、労金等の各キャッシュカードサービス取扱営業店でご利用になれます。また、セブン・イレブンのATM設置店でもご利用ができます。
各種提携カードCD キャッシュサービス	VISA、JCBなどのカード会社が発行するクレジットカードがキャッシュサービスコーナーでご利用いただけます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが直接お客様のご指定の預金口座へ振込まれます。
自動振替	お客様の預金口座から、公共料金、保険料、クレジット、ローン返済金などを自動的にお支払いいたします。
年金・配当金自動受取	お客様の預金口座に年金・配当金を自動的にお振込みいたします。
送金・振込	全国の信用金庫、銀行、信託銀行など、ご指定の預金口座へ安全、確実にお振込みいたします。
しんきんカード	九州しんきんカードが発行するVISAカード、JCBカードをお持ちいただきますと、国内および海外の加盟店でショッピングが楽しめます。
国債の窓口販売	個人向け国債を販売いたしております。
保険の窓口販売	住宅ローン関連の火災保険や標準傷害保険などの取扱いを行っております。
投資信託の窓口販売	お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えするため、多種多様な商品をご用意しております。
夜間金庫	毎日の売上金を営業時間終了後お預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金いたします。
貸金庫	お客様の大切な預金証書、株券、貴金属など安全確実に保管いたします。
アンサーサービス	パソコンや多機能電話を使用して振込を行うこともできます。
テレホンバンキング	残高照会やお振込などが電話一本でできます。
スポーツ振興くじ当せん金 払戻し業務	toto(トト)の結果速報については、指定試合結果確定後、翌営業日に本店営業部及び柳川営業部の結果告知板に掲示しております。
インターネットバンキングサービス	インターネットを使ってパソコンや携帯電話から、振込や残高照会・入出金明細照会のほか、税金や各種料金などの払込みができます。

年金感謝デー

年金をお受取りのお客様等に対し、日頃のご愛顧への感謝を込めて、年金振込日に窓口へご来店されたお客様にプレゼントを進呈しております。



振り込め詐欺撲滅運動

当金庫では年金振込日に、振り込め詐欺防止策として、テレビモニターにて注意喚起の映像を流しています。平成29年8月より、福岡県内の全信用金庫が、「70歳以上で過去3年間振込実績のない口座」に対して、ATM振込制限を実施しています。



年金バースデープレゼント

当金庫で年金をお受け取りいただいているお客様にバースデープレゼントをご用意しております。



年金無料相談会

年金についての無料相談会を、当金庫年金専門スタッフと社会保険労務士とで、毎月各営業店を巡回し開催しております。お気軽にご利用ください。

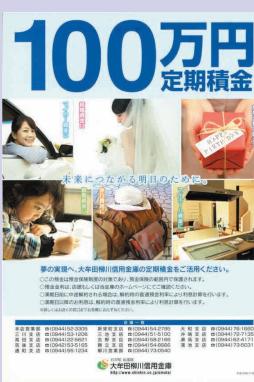




DISCLOSURE 2020

■当金庫がおすすめする商品のご案内

当金庫がおすすめする商品のご案内

<h3>しんきんカーライフプラン</h3> <p>自動車、オートバイ、自転車購入、免許証取得、車検・修理費用など、幅広いニーズにお応えいたします。</p>	<h3>笑顔応援定期</h3> <p>新型コロナウイルス感染者への医療支援を続ける日本赤十字社の活動を支援する定期預金をご用意しました。</p> 	<h3>フリーローン「ビッグ」</h3> <p>ご融資金額は最大800万円、ご融資期間は最長10年、お使いみちは自由（但し、事業性資金は除く）な個人向けローンです。</p> 
<h3>しんきん教育プラン</h3> <p>同居または扶養されるお子様の人数によって金利を差引きしております。</p> 		
<h3>住宅ローン</h3> <p>お住まいの新築、中古住宅購入、リフォーム、マンション購入、ローンのお借換えにもご利用いただけます。</p> 	<h3>無担保住宅ローン</h3> <p>担保不要で、一戸建ての購入やリフォームなど幅広くご利用可能な住宅ローンです。</p> 	<h3>クイックサポートローン「応援隊」</h3> <p>事業性資金や既存のお借入れの返済資金にもご利用いただけるお使いみち自由のローンです。</p> 
<h3>定期積金</h3> <p>未来につながる明日のために。夢の実現へ、定期積金をご活用ください。</p> 	<h3>年金サービス</h3> <p>当金庫で年金を受給されている方、受給される予定の方には「うれしい5つの特典」がついております。</p> <div style="text-align: center; border-radius: 50%; width: 150px; height: 150px; background-color: red; color: white; margin: auto; font-size: 2em; font-weight: bold;">5つの特典</div> <ul style="list-style-type: none"> 1.お誕生日にバースデープレゼントをご用意しています。 2.スーパー定期（1年もの）金利優遇!! お一人様500万円までお預入れいただけます。 3.健康サポートプランをご利用いただけます。 4.年金感謝デー 年金振込日に窓口へご来店されたお客様にプレゼントを進呈いたします。 (数に限りがありますのでお早めにご来店ください) 5.年金専用定期積金「あんしん積金」にご加入できます。 	

個人向け国債窓販業務

安心・手軽に資産を増やせる個人向け国債を販売しています。
固定金利の「固定3年」、「固定5年」および変動金利の「変動10年」の3種類があります。

投資信託窓販業務

多様化するお客様の資金運用ニーズにお応えするために、「投資信託」の販売をいたしております。
商品ラインナップも多数ご用意しております。

詳しい内容につきましては、お近くの窓口または営業担当者へお問合せください。

保険窓販業務

※詳しくはお気軽に窓口へお問合せください。



DISCLOSURE 2020

■概況及び組織

概況及び組織

概 情

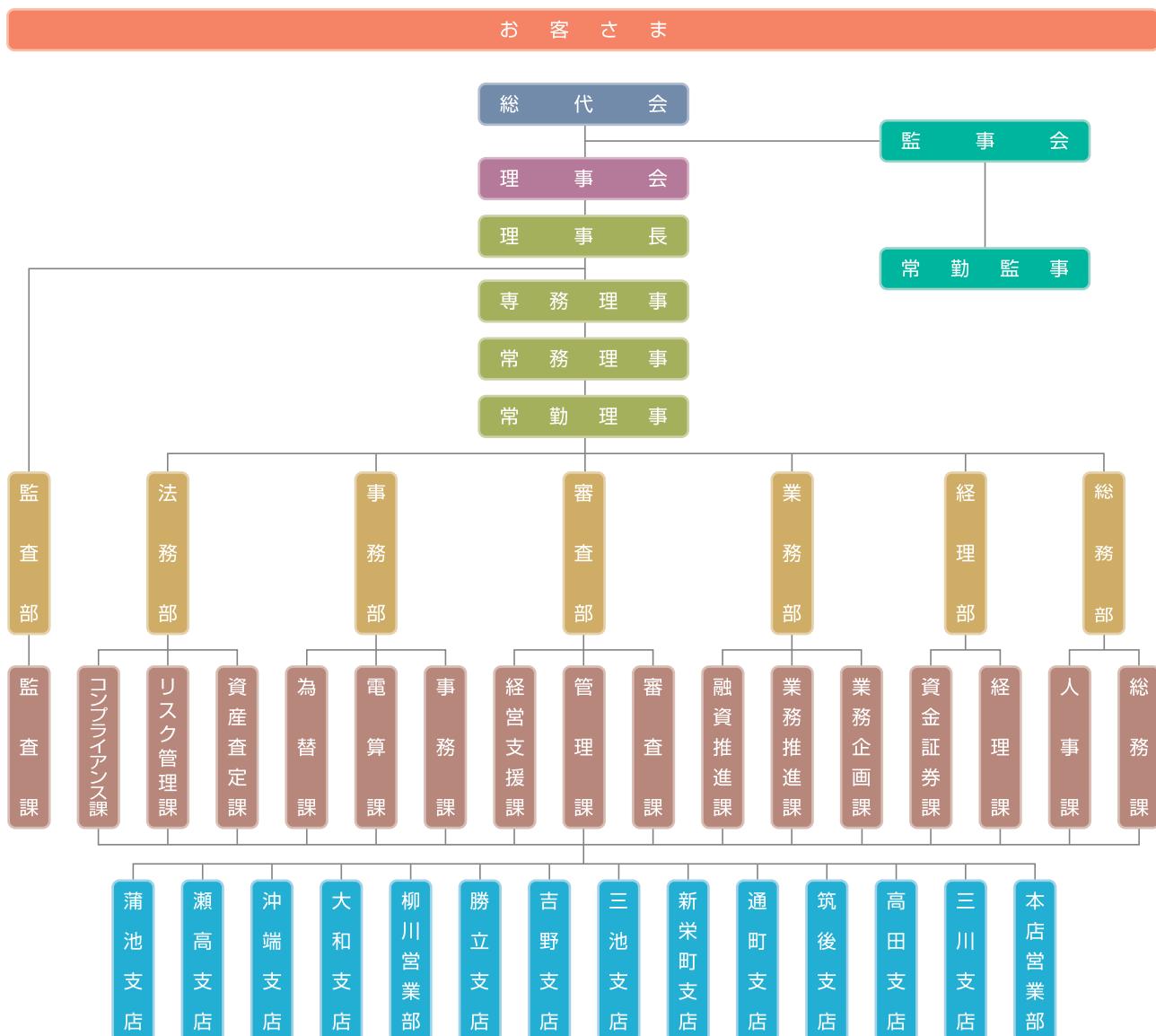
令和2年3月末現在

名 設	称 立	大牟田柳川信用金庫 大正6年5月21日
本 店 所 在 地		大牟田市有明町2丁目2番地の17
出 资 金	金 数	4億3百万円
店 舗 数		14店舗
会 員 数		12,971名
役 職 員 数		200名



事業の組織図

令和2年6月末現在



役員一覧

令和2年6月末現在



仁田原常勤監事 吉田常務理事 徳永常務理事 西村常勤理事
橋本専務理事 梓原理事長

理 事 長（代表理事）	橋 原 誠	非常勤理事	小 柳 敏 昭
専務理事（代表理事）	橋 本 照 夫	非常勤理事	堤 久 臣 ^{*1}
常務理事（代表理事）	徳 永 照 利	非常勤監事	江 島 正 浩 ^{*2}
常務理事（代表理事）	吉 田 智 弘	非常勤監事	橋 本 修
常勤理事	西 村 達 也		
常勤監事	仁 田 原 功		

※1.理事 堤 久臣は職員外理事です。

※2.監事 江島 正浩は信用金庫法第32条第5項に定める
員外監事です。**職 員 数**

(単位:人)

職 員 数	102期(2019/3末)		103期(2020/3末)
	男 子	女 子	
	196	110	194
	86		108



DISCLOSURE 2020

■概況及び組織 ■当金庫のあゆみ

エリアマップ

令和2年6月末現在



●大牟田市



●柳川市



〈店外ATM等〉

- ゆめタウン大牟田内
- 柳川市役所内
- 高速道路サービスエリア(古賀S.A上りのみ)
- セブンイレブンATM

店舗一覧

店舗コード	店舗名	郵便番号	住所	電話番号
001	本店	〒836-0842	大牟田市有明町2丁目2番地の17	TEL (0944) 52-3305
002	三川支店	〒836-0076	大牟田市三里町2丁目5番地の1	TEL (0944) 53-1206
004	高田支店	〒839-0215	みやま市高田町濃施321番地の1	TEL (0944) 22-5621
005	筑後支店	〒833-0031	筑後市大字山ノ井911番地の4	TEL (0942) 53-5165
006	通町支店	〒836-0805	大牟田市通町1丁目11番地の4	TEL (0944) 55-1234
007	新栄町支店	〒836-0041	大牟田市新栄町21番地の2	TEL (0944) 54-2795
009	三池支店	〒837-0921	大牟田市大字三池625番地	TEL (0944) 51-5100
010	吉野支店	〒837-0911	大牟田市大字橋1563番地1	TEL (0944) 58-2166
011	勝立支店	〒836-0895	大牟田市新勝立町6丁目33番地の6	TEL (0944) 54-8666
012	柳川営業部	〒832-0023	柳川市京町44番地の1	TEL (0944) 73-0540
013	大和支店	〒839-0254	柳川市大和町中島509番地	TEL (0944) 76-1660
014	沖端支店	〒832-0077	柳川市筑紫町664番地2	TEL (0944) 72-7135
015	瀬高支店	〒835-0024	みやま市瀬高町下庄1830番地1	TEL (0944) 62-4171
016	蒲池支店	〒832-0007	柳川市金納3番地3	TEL (0944) 73-5031

自動機器設置状況

機種	設置台数	(うち店外)
A T M	26	1
共同 A T M · C D	2	2
計	28	3

当金庫のあゆみ

大牟田信用金庫のあゆみ

大正 6年 5月	三川信用購買組合設立
大正14年12月	事務所を三川町役場内に設置
昭和 2年 5月	信用組合に改組し、三池港信用組合へ改称
昭和14年 4月	事務所を三川町に移転
昭和20年12月	事務所を諏訪町に移転
昭和21年10月	市街地信用組合法による信用組合となる
昭和23年 7月	大牟田信用組合に改称
昭和25年 4月	三川支店を新設
昭和26年 8月	中小企業等協同組合法による信用組合となる
10月	本店を有明町に新築移転
昭和31年11月	信用金庫法により大牟田信用金庫に改組
昭和32年 9月	三川支店を新築移転
昭和34年12月	銀座支店を新設
昭和36年 8月	高田出張所を新設
昭和38年12月	高田出張所を高田支店に昇格
昭和41年 5月	本店を新築
昭和43年12月	筑後支店を新設
昭和45年 7月	通町支店を新設
12月	三川支店を新築移転
昭和51年10月	新栄町支店を新設
昭和56年12月	上官支店を新設
平成 3年12月	三池支店を新設
平成 8年 6月	北支店を新設
平成12年11月	勝立支店を新設
平成14年 5月	北支店を吉野支店に名称を改め新築移転
	新栄町支店を新築

柳川信用金庫のあゆみ

大正15年 7月	柳河町信用組合設立
8月	事務所を柳河町役場内に設置
昭和 6年 3月	事務所を中町に移転
昭和10年 2月	柳河町信用販売組合に改組
昭和12年 7月	事務所を小道具町に新築移転
昭和13年 9月	柳河町信用販売購買利用組合に改称
昭和19年 3月	柳河町農業会に改組
昭和23年 8月	柳河信用組合に改組
昭和25年 2月	中小企業等協同組合法による信用組合となる
昭和26年 4月	柳川町信用組合に改称
昭和27年 4月	柳川信用組合に改称
昭和28年 5月	信用金庫法により柳川信用金庫に改組
昭和29年 3月	事務所を京町に新築移転
昭和33年 7月	大和出張所を新設
昭和34年 4月	大和出張所を大和支店に昇格
昭和35年 2月	沖端出張所を新設
8月	沖端出張所を新築移転
昭和36年 6月	沖端出張所を沖端支店に昇格
11月	大和支店を新築移転
昭和40年 6月	瀬高支店を新設
昭和42年11月	沖端支店を新築移転
昭和51年 8月	蒲池支店を新設
昭和58年10月	下百町支店を新設
平成 9年 5月	大和支店を新築
平成14年12月	瀬高支店を新築移転

大牟田柳川信用金庫のあゆみ

平成16年11月	大牟田信用金庫と柳川信用金庫が合併し、大牟田柳川信用金庫としてスタート
平成17年 7月	中小企業金融公庫と業務提携・協力に関する覚書を締結
平成18年 4月	「投資信託」「変額個人年金保険」の販売を開始
平成19年 5月	大牟田柳川信用金庫創立90周年
11月	蒲池支店を新築移転
平成20年11月	店舗効率化を図る目的で、上官支店を本店営業部に、下百町支店を柳川営業部に統合
12月	旧上官支店の一部を暴追協事務所及び警察官詰め所として大牟田市と有期無償貸与契約を締結
平成21年11月	印鑑照合システムを導入
平成22年 1月	地域金融円滑化のための基本方針を制定・公表
10月	店舗効率化を図る目的で、銀座支店を新栄町支店に統合
平成23年 1月	旧銀座支店に事務部を移転し、事務センターとして開設
平成26年 8月	日本政策金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結
平成28年 2月	県内8信用金庫、福岡県信用保証協会及び信金中央金庫との 創業支援等に関する業務提携・協力に関する覚書を締結
平成29年 2月	沖端支店を筑紫町に新築移転
5月	大牟田柳川信用金庫創立100周年
平成30年10月	『創業支援センター』を設立し、同時に日本政策金融公庫と連携した 創業支援融資商品「3UP」の取扱開始
平成31年 4月	(一社)九北信協企画の「飛鳥Ⅱしんきんリレーカルーズ」に参加
令和 元年11月	「第5回 しんきん合同商談会」を共催
令和 2年 3月	「しんきん知財コーディネーターズ」の一員として「開放特許実施権許諾調印式」に参加





DISCLOSURE 2020

■総代会制度

総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客様ご意見箱の店頭設置、お客様アンケートの実施、役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定年・定数

- ・総代の任期は1期3年とし、定年は80歳としております。但し、任期の途中で80歳を迎える場合は補選をいたしません。
- ・総代の定数は、総代選任規程において60人とし、金庫の地区を6区の選任区域に分かれ、その会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和2年6月末現在の総代数は55人です。

(2) 総代の選任方法

- ・総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
 - ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を、選任区域ごとに3人以上委嘱し、その氏名を金庫の事務所の店頭に掲示します。
 - ②選考委員会を開催の上、総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任します。(会員は、異議がある場合は申し出ることができます。)

総代候補者選考基準

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員たる資格を有する方
- ・就任時点で80歳を超えていない方

(2) 適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・人格・識見に優れ、金庫の理念・使命をよく理解している方
- ・その他総代選考委員会が適格と認めた方

総代の氏名

(令和2年6月末現在 総代定数60名 総代数55名)(敬称略・五十音順)

選任区域 (総代数)	地 区 名	氏 名
第1区 (11名)	大牟田市南部及び熊本県域	稲田 秀成① 江口 真弘⑤ 圓佛 英輔② 川添 未充⑥ 清水 信介① 竹本 安伸③ 長 良美④ 塚崎 易光⑤ 前田由紀子② 宮脇 秀代③ 守田 元哉③
第2区 (10名)	大牟田市北部	阿津坂秀人⑨ 井手智奈美② 内野 京子⑤ 沖牟田嘉雄① 兼行 順子④ 新山紘一郎⑤ 西池 正則① 藤好 信行④ 宮崎 信明① 武藤 弘毅⑫
第3区 (7名)	大牟田市東部	井田 謙① 衛藤 嘉幸③ 大佐古一夫① 小寺 正勝④ 田嶋 秀範④ 西山 武⑩ 山本 和夫⑧
第4区 (11名)	柳川市三橋町・柳川市大和町 みやま市	大塚 郁生④ 大坪とも子② 小川 大和② 柿原 滋子① 金子 一③ 木原 弘毅⑧ 小宮 親男⑤ 園田 重幸⑤ 田島 一治⑩ 藤丸 和久④ 堀永 晋作⑨
第5区 (12名)	柳川市 (柳川市三橋町・柳川市大和町以外)	相浦 俊博⑪ 梅崎 茂幸⑥ 竹下 政敏① 中島 政弘⑤ 野口 敏⑦ 藤木 尚文⑥ 溝上 仁子⑤ 森田 繁光⑧ 森山 信治⑩ 山口 龍二⑥ 山田 良治⑥ 興田 邦雄⑤
第6区 (4名)	福岡県域(第1区~5区以外)	田中 範久② 中尾 孝幸② 松崎 純④ 光延 俊郎⑤

(注)お名前の掲載につきましては、個人情報保護の観点から総代皆様の同意了承を得て掲載しております。

(注)お名前の後の数字は、総代への就任回数となります。

総代の属性別構成比



(注)業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主のみとなります。

第103期通常総代会における決議事項

令和2年6月26日に開催いたしました当金庫第103期通常総代会における各議案については下記のとおり決議されました。

報告事項

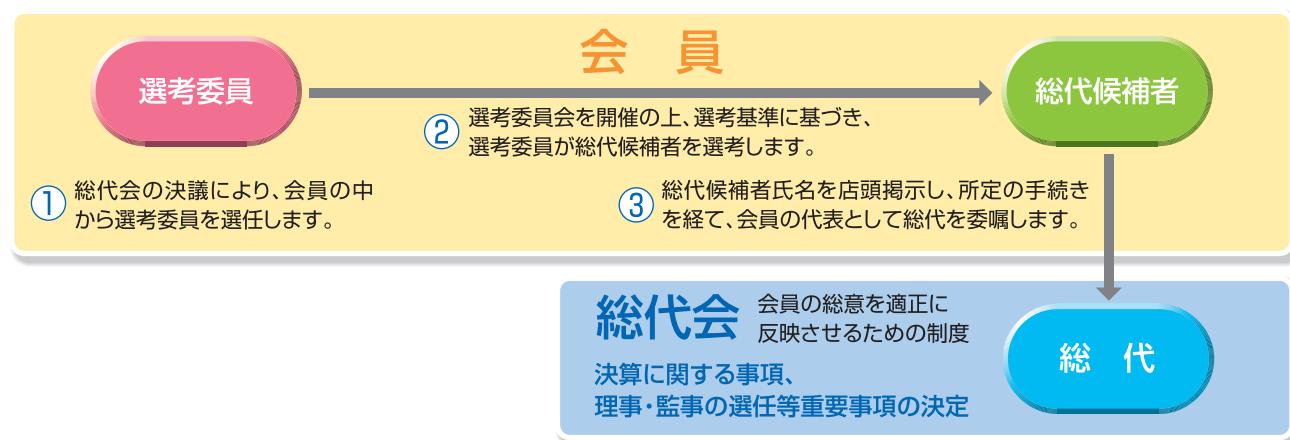
- (1) 第103期(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告
- (2) 監事の監査報告

決議事項

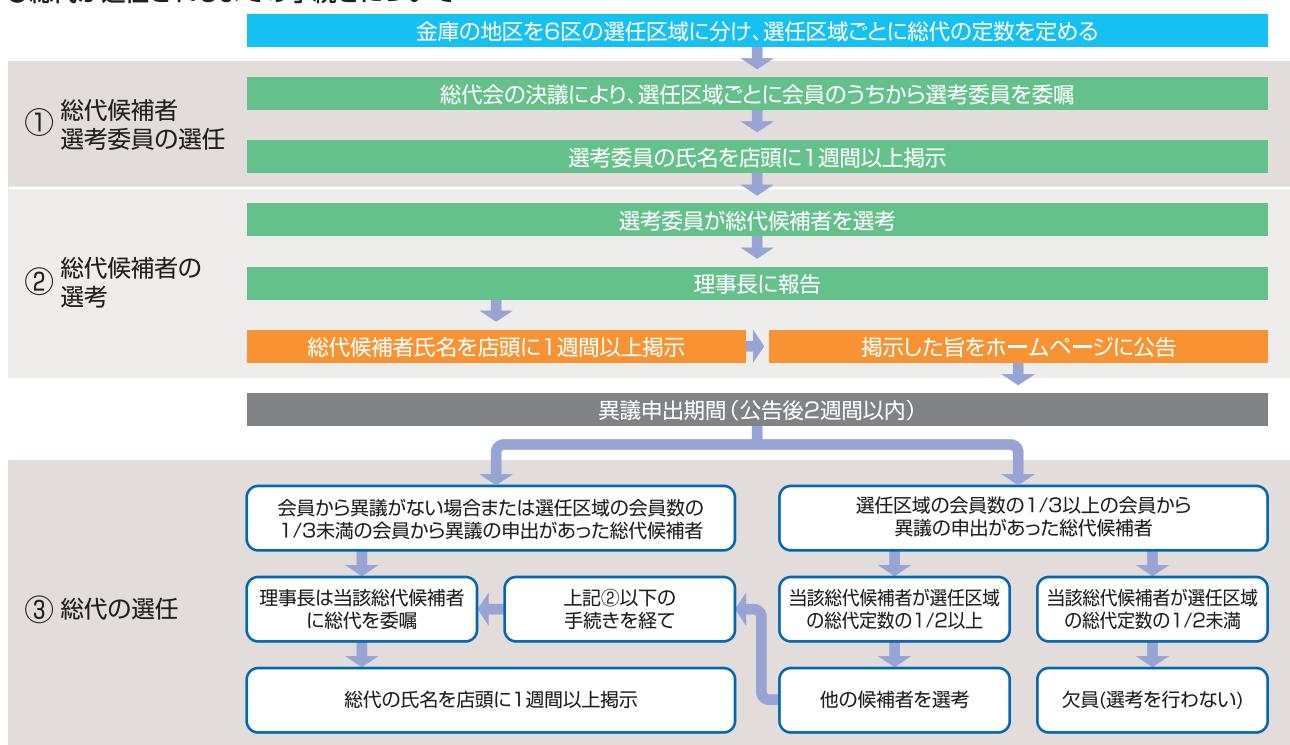
- 第1号議案 第103期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款15条に基づく会員の法定脱退の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員補欠選任の件



総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映させるための開かれた制度です。



●総代が選任されるまでの手続きについて





DISCLOSURE 2020

■中小企業・小規模事業者の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業・小規模事業者の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業・小規模事業者へ経営支援に関する取組方針

当金庫が地域金融機関として地域の皆様の支持を受け続けて行くためには、円滑な資金供給者としての役割だけではなく、これまで以上にコンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業・小規模事業者の抱える課題を十分に把握したうえでその解決に向けてきめ細かく対応し、また情報提供等を通じて地域の活性化に貢献するなど、課題解決型金融の実践を推し進めていくことが不可欠であると考えております。このため、中小企業・小規模事業者の経営支援、課題解決を担える人材の育成並びに地方公共団体や中小企業関係団体等の外部機関や専門家との連携強化等推進態勢の整備を図りつつ、地域の活性化のために継続的に貢献できるよう努力してまいります。

中小企業・小規模事業者の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・小規模事業者を巡る経済環境が大きく変化する中、新たな事業活動を行う際に直面する経営課題は、一層多様化、複雑化しており、これらの経営課題に対応するためには、中小企業・小規模事業者の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うための支援体制の整備が重要となります。そのため当金庫は、一層のコンサルティング機能を発揮し、きめ細やかな取組みを行うために、平成24年8月に経営改善指導など専門的な活動を行う、経営改善支援専担者を配置しており、現在は2名体制により積極的な経営改善指導を行っております。

当金庫は、平成24年8月30日に施行されました中小企業経営力強化支援法において、会計等の専門的な知識や実務経験を一定レベル以上有し、長期且つ継続的に支援業務を実施するための実施体制を有するものに対して認定される経営革新等支援機関〈認定支援機関〉として、平成24年11月に認定を受けております。今後につきましても、経営支援に関する取組みにつきましては、当金庫の最重要課題の一つとして位置づけ、引き続き重点的に推進してまいります。

令和元年度の中小企業の経営支援に関する取組状況

項目		取組み状況								
ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化	創業期・新事業支援・事業承継支援 創業期・新事業ならびに事業承継への積極的取組み	<p>◎地域経済の新たな担い手を発掘すると共に、きめ細やかな支援を通じ地域経済の活性化に資するため、外部機関より講師を招き「事業承継」に関する研修会を行いました。</p> <p>◎創業期・新事業に関する資金ニーズに対して積極的に対応しました。創業期・新事業関連での実績は下記のとおりです。</p> <table><tbody><tr><td>事業承継に関する研修会の開催</td><td>3回</td></tr><tr><td>創業期支援融資金額</td><td>1,422,950千円</td></tr><tr><td>創業支援件数</td><td>144件</td></tr><tr><td>新事業支援件数</td><td>1件</td></tr></tbody></table>	事業承継に関する研修会の開催	3回	創業期支援融資金額	1,422,950千円	創業支援件数	144件	新事業支援件数	1件
事業承継に関する研修会の開催	3回									
創業期支援融資金額	1,422,950千円									
創業支援件数	144件									
新事業支援件数	1件									
経営改善支援 取引先経営改善支援への継続的取組み	<p>◎本部と営業店が連携し、お取引先と一緒に中小企業・小規模事業者に向け経営支援に関する取組みに努めより実効性あるものとするために、外部機関や専門家等と連携した支援に努めています。</p> <table><tbody><tr><td>経営改善支援取組み先数</td><td>17先</td></tr><tr><td>経営改善計画書策定先数</td><td>17先</td></tr></tbody></table>	経営改善支援取組み先数	17先	経営改善計画書策定先数	17先					
経営改善支援取組み先数	17先									
経営改善計画書策定先数	17先									
事業再生支援 外部機関との連携した事業再生支援への取組み	<p>◎外部機関と連携した事業再生支援への取組みとして、地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業再生支援協議会等と連携し積極的な支援を行いました。事業再生に関するノウハウ不足に対応し、且つ外部専門家の活用が効果的であることから、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（ミラサポ）を活用した専門家派遣やよろず支援拠点による個別相談を実施しました。</p> <table><tbody><tr><td>外部機関と連携した支援</td><td>5先</td></tr><tr><td>その他専門家の派遣先数</td><td>10先</td></tr><tr><td>よろず支援拠点個別相談数</td><td>6先</td></tr></tbody></table>	外部機関と連携した支援	5先	その他専門家の派遣先数	10先	よろず支援拠点個別相談数	6先			
外部機関と連携した支援	5先									
その他専門家の派遣先数	10先									
よろず支援拠点個別相談数	6先									

項目		取組み状況									
中小企業に適した資金供給手法の徹底	不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	<p>既存商品の活用や新商品開発への取組み</p> <p>◎担保・保証に依存しない融資として位置づけている従来の商品に加え、新たにお取引さまの商流やビジネスモデル、技術力、知的財産、人的資源等の事業内容を整理・評価し、金融支援により課題解決の後押しをすべく新商品（「みらい」・「共創力」）の取扱いを開始しました。</p> <table> <tbody> <tr> <td>しんきん事業者ローン実績</td> <td>2件</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>しんきん事業者ローン「みらい」実績</td> <td>9件</td> <td>37,000千円</td> </tr> <tr> <td>しんきんビジネスローン「共創力」実績</td> <td>67件</td> <td>686,250千円</td> </tr> </tbody> </table>	しんきん事業者ローン実績	2件	5,000千円	しんきん事業者ローン「みらい」実績	9件	37,000千円	しんきんビジネスローン「共創力」実績	67件	686,250千円
しんきん事業者ローン実績	2件	5,000千円									
しんきん事業者ローン「みらい」実績	9件	37,000千円									
しんきんビジネスローン「共創力」実績	67件	686,250千円									
ローンレビューの徹底	<p>◎不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資に対しては、融資実行後の管理も重要であり、当金庫ではローンレビューを実施しております。</p> <p>◎融資重点管理先管理マニュアルに基づき、常時モニタリングを基本とした活動を実施しました。実施状況や取引先の業況の推移等について、営業店に対し本部より定期的にヒアリングを実施しました。</p>										
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み	<p>継続的な研修等の実施による目利き力向上への取組み</p> <p>◎企業の将来性、技術力等を的確に評価できるよう、職員の目利き力の向上を図るために、業界団体の実施する集合研修に積極的に職員を派遣しました。</p> <table> <tbody> <tr> <td>融資専門講座への派遣</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>中小企業支援講座への派遣</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>女性のための融資力強化講座への派遣</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>融資推進（拡大）講座への派遣</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>事業性評価力養成講座への派遣</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table>	融資専門講座への派遣	4名	中小企業支援講座への派遣	3名	女性のための融資力強化講座への派遣	3名	融資推進（拡大）講座への派遣	3名	事業性評価力養成講座への派遣	4名
融資専門講座への派遣	4名										
中小企業支援講座への派遣	3名										
女性のための融資力強化講座への派遣	3名										
融資推進（拡大）講座への派遣	3名										
事業性評価力養成講座への派遣	4名										
地域活性化への取組状況	認定支援機関としての取組み	<p>行政・外部機関との連携した認定支援機関としての取組み</p> <p>◎中小企業経営力強化支援法において、会計等の専門的な知識や実務経験を一定レベル以上有し、継続的に支援業務の実施体制を有するものに対して認定される経営革新等支援機関（認定支援機関）として、平成24年11月に認定を受けました。また認定支援機関として、公益財団法人大牟田市地域活性化センター等の外部機関と連携した「ものづくり補助金」の事業計画書策定支援、確認書等の発行手続きを行っております。</p> <table> <tbody> <tr> <td>令和元年度「ものづくり補助金」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業計画書策定支援先数</td> <td>7先</td> </tr> <tr> <td>補助金採択先数</td> <td>2先</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度「ものづくり補助金」		事業計画書策定支援先数	7先	補助金採択先数	2先			
令和元年度「ものづくり補助金」											
事業計画書策定支援先数	7先										
補助金採択先数	2先										
	地域活性化につながるサービスの提供	<p>消費者ローンや住宅ローンの積極的な推進</p> <p>◎個人のお客さまのさまざまな資金ニーズや地域経済への波及効果の大きい住宅取得ニーズにお応えするため、消費者ローンや住宅ローンを積極的に推進しております。また、地域の活性化や地方創生を後押しし、個人や中小企業の新たな挑戦や地域の魅力あるプロジェクトに賛同しサポート支援をするため、インターネットを通じ不特定多数の人々（サポーター）より資金調達を募るクラウドファンディングサービスを平成29年5月よりクラウドファンディング運営会社であるREADYFOR株式会社（本社：東京都）と連携し取扱開始しております。</p> <table> <tbody> <tr> <td>消費者ローン融資実績</td> <td>1,104件</td> <td>1,532,630千円</td> </tr> <tr> <td>住宅ローン融資実績</td> <td>186件</td> <td>2,705,590千円</td> </tr> <tr> <td>クラウドファンディング支援実績</td> <td>1件</td> <td>700千円</td> </tr> </tbody> </table>	消費者ローン融資実績	1,104件	1,532,630千円	住宅ローン融資実績	186件	2,705,590千円	クラウドファンディング支援実績	1件	700千円
消費者ローン融資実績	1,104件	1,532,630千円									
住宅ローン融資実績	186件	2,705,590千円									
クラウドファンディング支援実績	1件	700千円									



DISCLOSURE 2020

■ビジネスマッチング機会のご案内 ■「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等

ビジネスマッチング機会のご案内

地域活性化への取組みの一つとして当金庫の経営基盤に所在する地場企業の力の底上げに向け、ビジネスマッチング支援に取組んでいます。

『第5回 しんきん合同商談会』

令和元年11月7日に九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）の13信用金庫の力を結集し、九州北部を活動拠点とされる地元中小企業の皆さまへ、販路拡大による売り上げ増加や仕入調達先の開拓など新たなビジネスチャンスの場を提供するため「第5回しんきん合同商談会」をマリンメッセ福岡（福岡市）にて開催致しました。

本商談会では「食・フード」、「モノづくり」、「健康・福祉」「エコ・環境」、「経営サポート・IT」、「生活・暮らし」、「産学官連携」、「高校生ビジネス」の8つのテーマ別にブースが設けられ、ブース出展企業数も全体で438社・団体となり当金庫からはお取引先20社と支援機関2団体「(公財)大牟田市地域活性化センター、有明工業高等専門学校」がブースを出展しました。

高校生ビジネスにおいては、学生の商品開発について企画段階より連携し、クラウドファンディング支援サイト[READYFOR]で資金を募り、学生と地元企業が共同開発した地元ならではのコラボレーション商品を製作、商品開発から完成に至るまでのプレゼンテーション発表等を行いました。

他にも商談会参加企業から15社を選んでインタビューをまとめた書籍「遊撃する中小企業 福岡・佐賀・長崎 注目の企業15社」の出版記念セレモニーなど様々なイベントが催され、当日の来場者数は6,421人と過去最高を記録し、約3,000件の商談が行われました。

(主催:一般社団法人九州北部信用金庫協会、福岡・佐賀・長崎の13信用金庫)



『令和元年度ちくごバイヤービジネスマッチング会(求評会)』

令和元年9月25日に久留米商工会議所を中心とした地元7商工会議所と、当金庫を含む筑後地区に営業基盤を持つ4金融機関との連携により、日頃アポイントを取るのも難しい大手企業（高島屋や東急ハンズ、博多大丸など）の担当バイヤーに自慢の商品を提案できる「令和元年度ちくごバイヤービジネスマッチング会(求評会)」を久留米リサーチパークにおいて開催し、320件を超える面談が行われ好評を得ました。
 （主催：久留米商工会議所
 共催：大牟田柳川信用金庫ほか）



「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2019年度
新規に無保証で融資した件数	298件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.89%
保証契約を解除した件数	12件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件



DISCLOSURE 2020

■経営者保証に関するガイドライン ■金融円滑化への対応

経営者保証に関するガイドライン をご存じですか

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業（小規模事業者等を含む）の経営者が金融機関等と締結している個人保証（経営者保証※）について、保証契約を検討する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における、中小企業・経営者・金融機関の自主的なルールを定めたものです（平成26年2月1日から制度がスタートしています）。

法的拘束力はないものの、中小企業・経営者・金融機関が自発的に尊重し、遵守することが期待されています。

- ・保証しないで融資を受ける場合にはどうすればよいの？（Q 1）
- ・事業承継を考えているが、個人保証はどうなるのだろう？（Q 2）
- ・事業再生や債務整理をしたいけれど、個人保証があるから踏み切れない（Q 3）

こうしたお悩み・ご相談がありましたら、お取引をしている金融機関やお近くの中小企業基盤整備機構地域本部、商工会・商工会議所等へお問い合わせください。

また、ガイドラインに関する照会については次の相談窓口でも受け付けています。

中小企業の関係団体の相談窓口

中小企業基盤整備機構 地域本部等

北海道 ☎ 011-210-7471	東 北 ☎ 022-716-1751	関 東 ☎ 03-5470-1620
中 部 ☎ 052-220-0516	北 陸 ☎ 076-223-5546	近 畿 ☎ 06-6264-8611
中 国 ☎ 082-502-6555	四 国 ☎ 087-811-1752	九 州 ☎ 092-263-0300
沖 縄 ☎ 098-859-7566		

商工会議所



商工会



中小企業団体中央会



金融機関や金融機関の関係団体の相談窓口

全国銀行協会

全国銀行協会相談室

☎ 050-3385-6091

全国信用金庫協会

全国しんきん相談所

☎ 03-3517-5825

全国信用組合中央協会

しんくみ相談所

☎ 03-3567-2456

日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル

☎ 0120-154-505

商工組合中央金庫

金融円滑化苦情相談窓口

☎ 0120-460-511

J A バンク

全国J A バンク相談所

☎ 03-6665-6195

(注) 各都道府県にJA バンク相談所 (<http://www.jabank.org/support/soudan/ichiran/>) があります

J F マリンバンク

全国J F マリンバンク相談所

☎ 03-3294-9670

(注) 各都道府県にJF マリンバンク相談所 (<http://www.jfmbk.org/support/soudan/>) があります

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

☎ 03-5739-3861

全国サービス協会

苦情受付・相談センター

☎ 03-3221-6711

「経営者保証に関するガイドライン」
本文・Q & Aは右のウェブサイトから
ダウンロードできます

日本商工会議所 全国銀行協会



J A バンク
相談所



J F マリンバンク
相談所



※このガイドラインは中小企業の経営者保証を主たる対象としていますが、必ずしも対象を当該保証に限定しておりません
(第三者による保証等を除外するものではありません)

経営者保証に関するガイドライン研究会事務局

地域金融円滑化のための基本方針

大牟田柳川信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①態勢整備を図るため、理事会において決議を行い、本基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者を選任しております。
- ②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、マネジメント・サポートチームを設置しております。
- ③お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、人事部において外部派遣研修（目利き融資・企業アドバイス講座など）を実施し、職員の能力向上に努めております。
- ④平成21年12月1日より、「住宅ローン等ご返済相談窓口」の名称で、中小企業者等の返済相談を含む金融円滑化に関する専門相談窓口を設置しております。

3 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談につきましては、次の相談窓口をご利用ください。

大牟田柳川信用金庫 法務部 ☎0944-52-3358（直通）

以 上
(平成22年1月27日制定)
(平成25年6月 7日改正)



DISCLOSURE 2020

■業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制

内部統制システム基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制システム基本方針」に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めております。

1 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守方針」及び「法令等遵守規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。更にコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関として「コンプライアンス委員会」を設置するほか、当金庫内の法令等遵守の問題を一元的に管理する「コンプライアンス統括本部」を設置するとともに各業務部門及び各営業店等に「コンプライアンス責任者」、「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括本部との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括本部に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス通報・相談窓口（コンプライアンス・ホットダイヤル）を設置する。
- (3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性についての監査を実施し、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。

2 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」や「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として制定し、リスクカテゴリーごとにそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を制定する。
- (2) 当金庫全体のリスクを一元的に管理する部署（以下、「リスク管理統括部署」という。）及びリスクカテゴリーごとの管理部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保し、統合的にリスクを管理する体制を確立する。また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門については「ALM委員会」とする。
- (3) リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的にALM委員会に報告し、リスク管理態勢に関する重要な事項は常勤理事会に報告する。
- (4) 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性についての監査を実施し、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。

4 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「代表理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規程（及び同付議基準、報告事項）」及び「代表理事会規程」を制定する。
- (2) 理事会は指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、組織・業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を決定し、より具体的な対応は代表理事会、常勤理事会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

5 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者((3)及び(4)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- ①当金庫の代表理事は、子法人等管理規程等に基づき、子法人等の代表取締役から定期的に、当該子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ②当金庫は、当金庫と子法人等の間で連絡会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の取締役等の職務執行の状況など経営上の重要事項に関する報告を義務付ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ③当金庫の内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、当金庫グループのコンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ④当金庫では、当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び使用人においても、当金庫のコンプライアンス統括本部に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス通報・相談窓口(コンプライアンス・ホットダイヤル)を整備する。

(2)当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当金庫は、リスク管理の基本方針に基づき、グループ全体のリスク管理体制を整備し、子法人等がそれぞれの特性等に応じたリスク管理体制を構築するよう監督する。
- ②当金庫は、当金庫のリスク統括部門において、当金庫グループ全体の各種リスクを統括して一元的に管理し、常時モニタリングする。
- ③当金庫は、ALM委員会において、定期的にリスク統括部門からモニタリングの結果等について報告を受けるとともに、当金庫グループのリスク管理体制に係る課題や対応策を協議する。
- ④当金庫の子法人等において、リスク管理上重大な問題が発生した場合には、当該子法人等の代表取締役は、直ちに代表理事へ報告を行うことを義務付ける。当該報告を受けた代表理事は、ALM委員会を開催して対応を検討のうえ、事案に応じた支援を行う。
- ⑤当金庫は、大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等の不測の事態により生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、当金庫が策定するコンティンジェンシープラン【危機管理計画書】等を当金庫グループ全体に適用させ、これを当金庫の子法人等の役職員に周知することにより平時よりグループ全体の危機管理体制を整備する。

(3)当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当金庫は、当金庫グループの経営方針を策定するとともに、子法人等の業務運営方針や経営計画その他重要事項の策定にあたっては、子法人等の規模や特色等を踏まえつつ、当金庫が示すグループ経営方針や当金庫の業務運営方針、経営管理方針等に準拠した内容としているかを子法人等管理部門において検証する。
- ②当金庫は、子法人等における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を「子法人等管理規程」に定め、子法人等の規模や特性等を踏まえつつ、子法人等がこれに準拠した体制を構築しているかを子法人等管理部門において検証する。
- ③当金庫は、子法人等管理部門において、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会及び常勤理事会へ報告する。

(4)当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当金庫は、当金庫が制定した「信用金庫行動綱領」をグループ全体のコンプライアンスの考え方の根幹とし、これを子法人等の役職員に周知する。
- ②当金庫は、当該子法人等におけるコンプライアンス責任者を配置させ、法令等遵守態勢を確保する体制を構築させる。
- ③当金庫は、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当金庫グループ全体のコンプライアンスを統括するとともに、当金庫のコンプライアンス統括部門が子法人等に対してコンプライアンスに関する指導、監督等を行う。
- ④当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、必要に応じて子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務する。
- ⑤当金庫は、子法人等においてコンプライアンス上重大な問題が発生した場合には、コンプライアンス委員会において、子法人等の代表取締役に出席を求め、今後の対応や未然防止策等について協議する。

6 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1)監事の監査の実効性確保及び監事会の充実を図るために、監事は監事及び監事会の職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2)監事は内部監査部門に監査業務に必要な事項を命令し、内部監査部門は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させるとともに、必要に応じて関係部署に対して監事の監査業務への協力を要請する。



DISCLOSURE 2020

■業務の適正を確保するための体制 ■自己資本管理の体制

7 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当金庫は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置する。
- (2)当金庫は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求めることがある。
- (3)当金庫は、監事の職務を補助すべき職員は当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする旨を「組織規程」に設ける。

8 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- (1)当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ①理事会は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - イ.理事会で決議された事項
 - ロ.代表理事会及び常勤理事会で決議された事項
 - ハ.当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 二.経営状況に関する重要な事項
 - ホ.内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ヘ.重大な法令・定款違反
 - ト.公益通報の状況及び内容
 - チ.その他コンプライアンス上重要な事項
- ②職員は、前項ハ.からチ.に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
- ③監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- (2)当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ①当金庫は、当金庫グループのコンプライアンス通報・相談窓口(コンプライアンス・ホットダイヤル)による報告内容を当金庫の監事に報告することとする。
 - ②当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

9 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)当金庫は、当金庫グループのコンプライアンス通報・相談窓口(コンプライアンス・ホットダイヤル)等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、これを「コンプライアンス・ホットダイヤル制度取扱要領」に定めたうえで当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- (2)当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3)当金庫は、「コンプライアンス・ホットダイヤル制度取扱要領」において、上記の報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- (4)当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、「コンプライアンス・ホットダイヤル制度取扱要領」や「就業規則」等に則り厳格な処分を行う。

10 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続 その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2)当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用するなどを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (3)当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。
- (4)当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

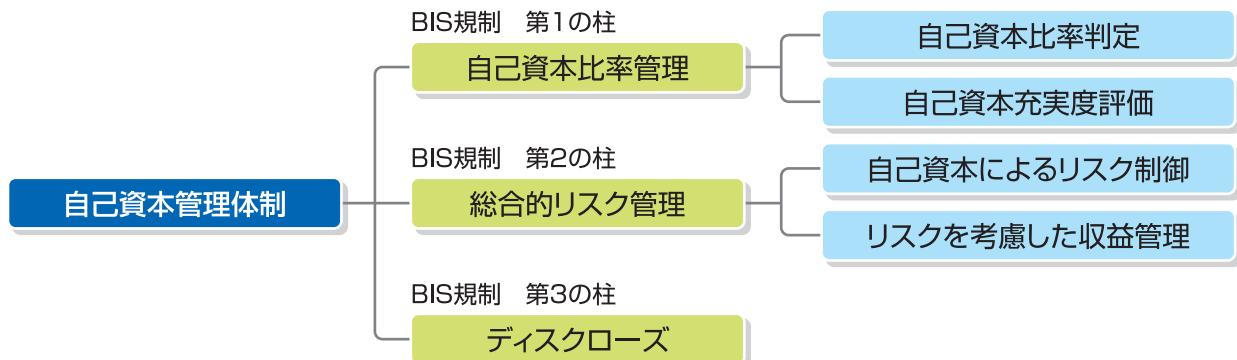
11 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、代表理事会等及びその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事又は職員に対しその説明を求めることができる。

自己資本管理の体制

自己資本の管理方針

当金庫は、「自己資本の管理方針」に則り、正確な自己資本比率の算出、並びに危機的状況を想定するなどして自己資本比率の管理を行うほか、リスク管理および収益管理を包括した統合的リスク管理による自己資本管理を行い、直面するリスクに見合った自己資本の確保に努めております。



自己資本の充実度に関する考え方

当金庫は、自己資本について、量および質の両面から充実を図ることが重要であると考えております。

自己資本の量的な管理面では、収益管理に基づき当期純利益を増加させ、内部留保の増加を念頭に、収益の拡大、経費節減に努めています。一方、自己資本の質的な管理面では、資本配賦による運営を基準として、「統合的リスク管理」を通じた自己資本の質的な管理に努めています。なかでも、自己資本の効率性について、「リスク資本」と「統合的なリスク量」を比較することにより自己資本充実度の評価を行っております。

当金庫では、ALM委員会において、資産、負債およびリスク量に関する報告体制を整備し、予想収益について把握するほか、ストレステストを含む自己資本の状況、収益管理の状況、リスク管理の状況などを中心とした経営情報のモニタリングを行うなど、環境の変化に素早く対応できる経営管理（ガバナンス）態勢の整備に向けた取り組みを行っております。

自己資本充実度の評価

単体自己資本比率14.83% (2020年3月末日現在)

自己資本比率は、金融機関が保有する貸出金や有価証券などの資産に対する自己資本の割合をいいますが、例えば、貸出金が返済されず損失が生じた場合、適正な水準の自己資本が確保されていなければ、預金の払戻しに支障をきたします。それだけに、自己資本比率は金融機関の信用力、経営の健全性を示す重要な指標となります。このことから、自己資本比率は、金融機関の健全性を示すうえでの最も代表的な指標であるといわれております。

当金庫の2020年3月期の自己資本比率は14.83%となっており、国内で業務を行う金融機関に義務付けられている最低所要自己資本比率4.00%と比較しても高い水準を確保していると評価しております。

統合的リスク管理への取組み

当金庫が直面するリスクには、市場リスクや信用リスクのように収益を追求するために能動的に取得するリスクと、オペレーションル・リスクのように受動的に発生するリスクがあり、各リスクの特性に応じたリスク管理を行う必要があります。

当金庫では、これらの異なるリスクを統合的に管理し、経営体力（自己資本）に応じたリスクテイクと適切なリスク・コントロールを行うことが、経営の健全性を確保するうえで、最重要課題の一つと位置づけております。

また、当金庫の統合的リスク管理は、自己資本管理の一環として、当金庫の定める手法によりリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、予めリスクの種類（信用リスク・市場リスク・オペレーションルリスク）ごとに可能な範囲で自己資本を配賦し、これを上限として運用することとしております。

資本配賦およびリスク限度枠の設定

配賦された自己資本枠については、法務部において、期中のリスク量の推移を計測・管理しており、配賦された自己資本の収益性・効率性について検証し、自己資本の十分性について評価を行っております。経営陣は、リスクの管理状況について、ALM委員会を通じて定期的に把握しております。また、法務部は最大リスクを把握したうえで自己資本配賦（案）を作成するとともに、各部門との協議・折衝を経て、カテゴリー別のリスク限度枠（案）を策定し、経営陣の承認を得ることとしております。



DISCLOSURE 2020

■リスク管理の体制：統合的リスク管理

リスク管理の体制：統合的リスク管理

リスク管理の基本方針

当金庫は、経営の健全性を維持し適正な収益を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、以下の考え方をもとに（統合的）「リスク管理の基本方針」を定めております。

（統合的）「リスク管理の基本方針」では、「内部統制システム基本方針」に則り、当金庫全体のリスクを一元的に管理し、リスクカテゴリーごとに管理を行うなど、統合的なリスク管理体制の確立に努めております。

【健全経営】

当金庫における業務の健全性および適切性を確保し、信用の維持および預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑を図るために、適切な経営管理のもと、当金庫の業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底および各種リスクの適格な管理を行う。

【企業倫理の構築と有効なリスク管理体制の構築】

1.金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備する。

2.当金庫のリスクを「コントロールすべきリスク」と「極小化すべきリスク」に大別し、管理する。

①「コントロールすべきリスク」

市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクとし、これらのリスクを適切にコントロールする。

②「極小化すべきリスク」

オペレーション・リスク（事務リスク、システムリスク）およびその他オペレーション・リスク（法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）とする。これらのリスクは、当金庫におけるすべての業務処理に存在するので、その業務の遂行に当たり、これらのリスクの極小化に努める。

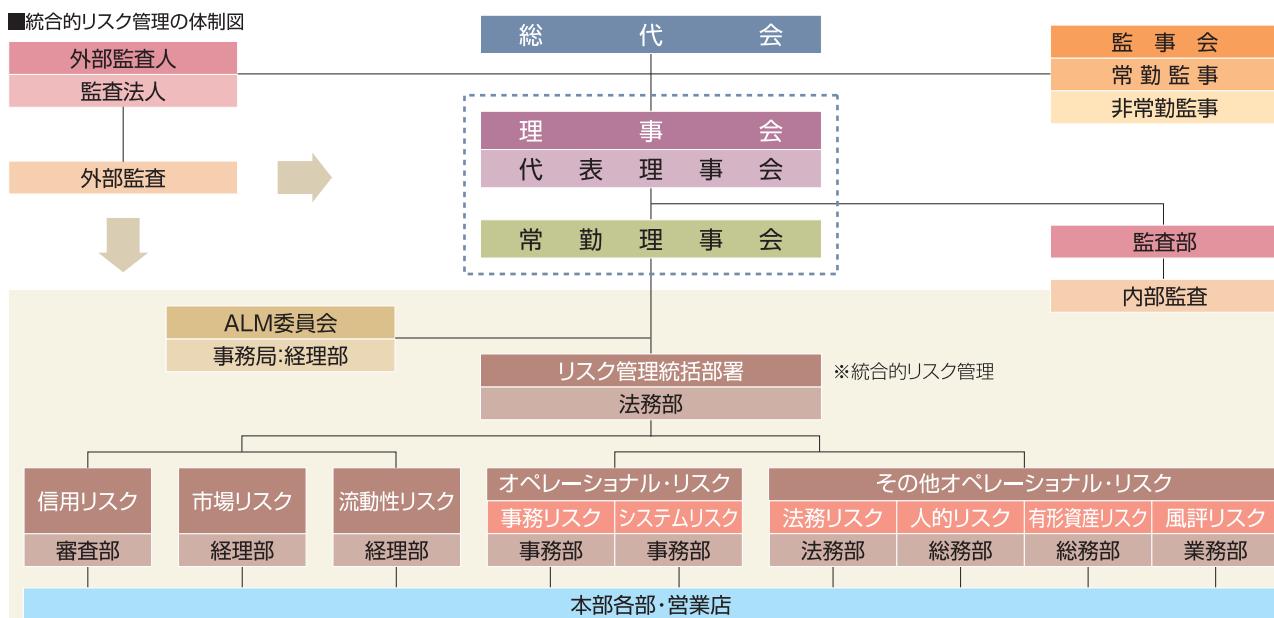
【適切なリスク管理】

当金庫は、統合的リスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理する。

【安定収益の確保】

当金庫は、統合的リスク管理を徹底することにより、適切な利益を確保し、収益の安定化を図る。

統合的リスク管理体制図



統合的リスク管理に関する考え方

統合的リスク管理とは、当金庫が直面するリスクに関して、リスク・カテゴリー（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションナル・リスク、その他オペレーションナル・リスク）ごとに評価したリスクを総体的に捉え、当金庫の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、管理を行うことをいいます。

当金庫では、各種リスクを金庫が定める個別 の方法で質的又は量的に評価した上で、当金庫全体のリスクの程度を判断し、当金庫の経営体力（自己資本）と対照するなどして管理しております。また、当金庫の業務の健全性および適切性を確保するため、当金庫全体のリスクを統合的に管理する体制整備を行い、実効性の確保できる組織体制の整備・確立に努めております。また、リスク管理を効果的に実践するため、ALM委員会等を通じて情報の共有化を図るなどして、その管理体制の整備・強化に努めております。

当金庫が管理するリスクの種類については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションナル・リスク（事務リスク、システムリスク）、その他オペレーションナル・リスク（法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）のカテゴリーに分類し、金庫の方針に基づき各リスクの管理方針を定めております。また、リスクの管理統括部署を法務部とし、各リスクの管理部署と連携を行い、統合的リスク管理体制の整備・確立に努めております。

なお、管理するリスクについては、カテゴリーごとに分類したうえで、次のように定義するほか、各リスクの管理方針を策定し、統合的なリスク管理体制の強化・充実に努めております。

リスクカテゴリー	リスクの定義	リスクの管理状況
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が被るリスクをいいます。	当金庫では、「信用リスクの管理方針」に則り、信用リスクを計量化し、理事会で設定された限度額にもとづき、信用リスクを管理しております。また、資金使途別および業種別等に区分した与信ポートフォリオの管理を行っております。 審査部は、与信先の財務状況、資金使途および返済財源等を的確に把握し、適切な審査および事後管理を行うほか、与信管理が適切に行われているかなどについて、絶えずその状況をチェックし指導を行っております。また、貸出取引の案件ごとに厳正な審査を行い、資産の健全性の維持に努めております。そして、業種・規模・地域・貸出残高・債務者区分・信用格付別に把握し、特定のお取引先に偏ることのないようリスクの分散に努めております。 資産の自己査定および償却額・引当額の算出に関する業務については、法務部が統括し、その妥当性の検証を行うなどして、適切な管理に努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。	当金庫は、適切な市場業務の運営を行うため、「市場リスクの管理方針」のもと、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを適切にコントロールすることにより、健全性の確保および収益力の向上に努めています。 また、市場リスクを厳正に管理するため、市場部署（フロント・オフィス）、事務処理部署（バック・オフィス）、市場リスク管理部署（ミドル・オフィス）を組織的に分離し、相互牽制の働く体制としているほか、ALM委員会において、リスクの状況に関する分析・検討を行い、必要に応じて理事会へ付議・報告を行うなど、より充実した市場リスク管理体制の整備・確立に向け、取り組んでおります。



DISCLOSURE 2020

■リスク管理の体制：統合的リスク管理

リスクカテゴリー	リスクの定義	リスクの管理状況
流動性リスク	<p>流動性リスクは、「資金繰りリスク」および「市場流動性リスク」の2つのリスクからなります。</p> <p>「資金繰りリスク」とは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。</p> <p>「市場流動性リスク」とは、市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。</p>	当金庫では、「流動性リスクの管理方針」に則り、流動性リスクを「資金繰りリスク」および「市場流動性リスク」の2つのリスクに分けて管理し、市場流動性の状況について適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用状況に即した適かつ安定的な資金繰りに努めております。また、その管理方法については、「流動性リスク管理規程」において基準等を設定し、適切な管理に努めております。
オペレーションル・リスク	<p>オペレーションル・リスクとは、業務プロセス、役職員の活動、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。</p> <p>なお、オペレーションル・リスクは、事務リスク、システムリスクに分類し、次のように定義しております。</p>	業務・商品・サービスの多様化、業務処理のシステム化など金融環境は大きく変化していることから、当金庫では、「オペレーションル・リスクの管理方針」に則り、業務遂行にあたって存在するオペレーションル・リスク(事務リスク、システムリスク)を極小化するため、業務処理の統制・指導を行うなどして、リスク管理の体制整備に努めております。
事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク(災害や社会インフラの事故等によるものを含む)をいいます。	<p>事務リスク管理は、「事務リスクの管理方針」に則り、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規定の整備指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めております。</p> <p>当金庫では、すべての業務に事務リスクが内在するとの認識のもと、本部による事務指導や会議、勉強会等を通じた適正な事務処理の向上を図っているほか、機械化・集中化を進め、セキュリティの強化によって安全な事務処理に努めております。また、内部牽制の観点から、自店検査や監査部による監査を実施し、問題点の早期発見と検証を行うことで事務事故の発生防止に努め、内部規律の維持や職員の意識の向上を図っております。</p>
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータの不正等の利用により当金庫が損失を被るリスクをいいます。	<p>システムリスク管理は、「システムリスクの管理方針」に則り、金庫の情報資産保護のために管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営に努めております。</p> <p>当金庫では、システムの安定稼働はもとより、緊急時の対応としてバックアップ体制を整備しております。また、情報漏洩や不正使用を防止するため、安全管理に関する規程・マニュアルを整備し、厳格な情報管理を徹底するなど、システムリスク管理体制の整備に努めております。</p>

リスクカテゴリー	リスクの定義	リスクの管理状況
その他 オペレーションル リスク	その他オペレーションル・リスクは、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに分類し、次のように定義しております。	業務・商品・サービスの多様化、業務処理のシステム化など金融環境は大きく変化していることから、当金庫ではオペレーションル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクからなる幅広いリスクと認識し、適切なリスク管理体制の整備・確立に努めております。
法務リスク	法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などをいいます。	法務リスク管理は、「法務リスク管理要領」に則り、リスクを適切に把握・管理し、法令等遵守態勢整備に努めています。 当金庫では、すべての業務に法務リスクが内在すると認識し、「内部統制システム基本方針」および「法令等遵守方針」に則り、その態勢の整備・確立に努めています。 また、法務リスクに関連する情報を一元的管理するとともに、報告管理体制の整備に努めています。
人的リスク	人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャル・ハラスメント等）から生じる損失・損害などをいいます。	人的リスク管理は、人材の流出・喪失などにより、士気が低下するなど、人事待遇の問題や勤務管理上の問題ならびに職場の安全衛生環境の問題が生じる可能性を減少させるよう、その適切な管理に努めています。 当金庫では、人権啓発研修等へ積極的に参加するなどして、役職員の意識の向上に取り組んでおります。
有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などをいいます。つまり、災害や資産管理の瑕疵などの結果、不動産・動産（設備什器など）・備品などの資産の毀損や執務環境などの質の低下などにより、損失を被るリスクおよびこれに類するリスクをいいます。	当金庫では、自然災害、外部からの脅威等の増加に伴い有形資産が毀損するリスクが増加しているとの認識をもとに、有形資産リスクを軽減させるよう、十分に検討を行い、適切な方策を講じております。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することから生じる損失・損害などをいいます。つまり、お客様から見た金融機関の安心度・親密度が損なわれたことで金融機関の評判が低下するリスクをいいます。	当金庫では、「風評リスク管理要領」に則り、不斷にモニタリングを行うなど、金庫の評判に影響を及ぼすと思われる事項について、管理部署と関連部署が相互に連携して情報を収集・分析し、風評リスク管理に努めています。 また、法令等遵守態勢の整備・確立に努めるとともに、常に情報を収集し、風評リスクの予防に努めています。



DISCLOSURE 2020

■法令等遵守の体制

法令等遵守の体制

コンプライアンス（法令等遵守）とは、法令のみならず、法令（法律・施行規則等）、内部規程、ルールはもとより、企業倫理や社会規範に至るまで遵守することをいいます。

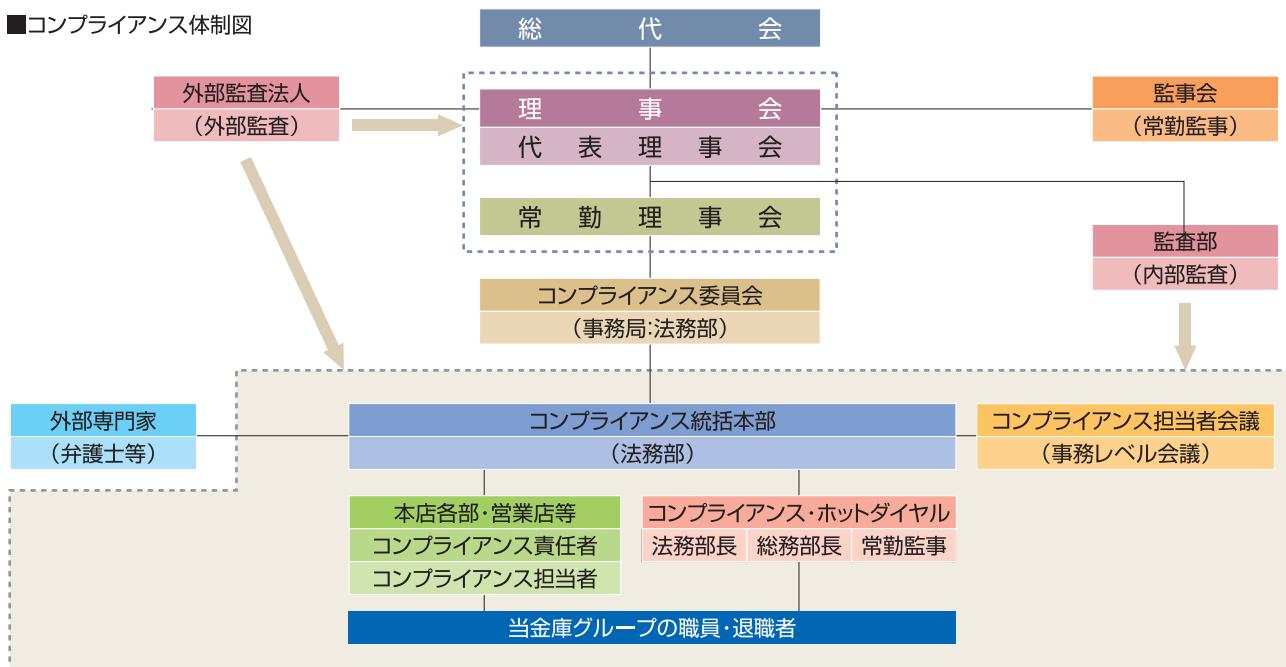
当金庫では、「コンプライアンス（法令等遵守）宣言」、「信用金庫行動綱領」および「法令等遵守方針」を定め、全役職員の法令等遵守意識を向上させ、業務の健全性および適切性の確保に努めております。

法令等遵守方針

当金庫は、公共的使命および社会的責任を負う金融機関として、法令等遵守態勢の整備・確立を金庫業務の最重要課題の一つと位置づけ、法令等遵守の定義、組織、役割等を定めることで、企業倫理の確立と法令等遵守の企業風土を醸成し、当金庫の業務の健全性および適切性を確保することを目的として「法令等遵守方針」を定めております。また、「法令等遵守規程」を定め、体制整備、研修・啓蒙活動、分析・評価、改善等の法令等遵守態勢の整備・確立に努めております。

コンプライアンス（法令等遵守）の体制図

■コンプライアンス体制図



コンプライアンス（法令等遵守）宣言

当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、確固たる倫理観と誠実さに基づき、コンプライアンス強化の企業風土を確立するため、以下の「コンプライアンス（法令等遵守）宣言」を制定し、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の整備・強化に努めております。

《コンプライアンス（法令等遵守）宣言》

- 大牟田柳川信用金庫の役職員は、お客様・会員の皆様・地域の皆様をはじめとする地域社会の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の基本とし、法令・社会的規範および庫内規程等を厳正に遵守します。
- 大牟田柳川信用金庫の役職員は、お客様との取引に際して、信用金庫法をはじめとする金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これら法令等に関する知識の向上に努めます。
- 大牟田柳川信用金庫の役職員は、組織内におけるコミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはコンプライアンスに違反する疑いのある行為に対しては厳正に対処します。
- 大牟田柳川信用金庫の役職員は、反社会的勢力等に対して、常に毅然とした態度で臨み、万一、反社会的勢力等が介入してきた場合は、関連部署および警察当局等と連携し、適切な措置を講じます。
- 大牟田柳川信用金庫は、役職員が本宣言に反した場合には、事実関係の調査、発生原因の分析、改善対応策の策定、監督当局等への届出、関係者の処分など、庫内ルールに則り、必要な措置を講じます。

信用金庫行動綱領

当金庫は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、①中小企業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力しております。これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、以下のとおり定めております。

《信用金庫行動綱領》

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取組み)

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢整備への取組み

信用金庫は、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期すとともに信用の維持と預金者等の保護に資すること」（信用金庫法第1条）が社会的責任および公共的使命となっております。当金庫では、これらの基本理念を十分に自覚のうえ、地域と共に歩み、地域の皆様から信頼される金融機関として、健全な業務運営に努めております。

当金庫では、「内部統制システム基本方針」に則り、あらゆる法令や各種ルールを遵守し、決して社会規範に背くことのないよう、法令等遵守の徹底を、業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つと位置づけております。また、役職員が遵守しなければならない法令等の解説や違法行為を発見した際の対処方法などについて具体的に示した手引書（コンプライアンス・マニュアル）を全職員が携帯し法令等遵守意識の向上に努めているほか、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、内部管理態勢の整備・強化に向け、全役職員が一丸となって取組んでおります。

当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）に関する事項について検討・協議を行うため、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討および評価を行っております。また、本部各部および営業店等に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括本部への報告ラインを整備するなど、コンプライアンス関連情報の一元管理に努めております。特に、不正行為や不祥事を含むコンプライアンス関連情報につきましては、法務部が一元的に収集・管理・分析・検討を行い、速やかに経営陣へ報告しております。そして、問題点を含むコンプライアンス関連情報につきましては、「コンプライアンス委員会」を通じて検討・協議を行うほか、委員会の事務レベル会議として位置づけた「コンプライアンス担当者会議」を通じてコンプライアンス関連情報を全部署へ還元し情報を共有するなどして、不祥事件の未然防止や内部管理態勢の整備・強化に努めております。

また、コンプライアンスの実現に向けた取組みとしては、法務部主導のコンプライアンス研修会を実施するほか、顧問弁護士、外部監査人等の外部講師による役職員コンプライアンス研修会、本部各部と連携した階層別職員研修および「コンプライアンス責任者」または「コンプライアンス担当者」による部店単位のコンプライアンス研修会を開催するなどして、役職員の法令等遵守認識の向上に努めております。特に、「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」については、より一層のコンプライアンスに関連する知識を習得させるため、SCO（シニア・コンプライアンス・オフィサー）資格を取得させるなどして、コンプライアンス・オフィサーとしての意識を高めさせ、内部管理態勢の強化に努めております。



DISCLOSURE 2020

■法令等遵守の体制 ■顧客保護等管理の体制

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス・プログラムとは、コンプライアンス（法令等遵守）を推進するうえで必要となるもので、このコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画であり、諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画などが含まれます。

当金庫では、コンプライアンス・プログラムの策定にあたって、誰が、何を、いつまでに、どのように遂行するなどの点を本部各部ごとにコンプライアンス実践計画書へ具体的に記載し、コンプライアンス委員会において、適時合理的なものであることを確認するほか、より高いレベルのコンプライアンスを実現させるため、年2回または必要な都度、見直すこととしており、これらの実践状況は、四半期ごとに理事会に報告しております。

コンプライアンス・ホットダイヤル制度

当金庫では、当金庫の子法人等を含む当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、通常のコンプライアンス関連情報の報告ラインのほか、コンプライアンス統括本部へ直接通報を行うことができる内部通報ライン（コンプライアンス・ホットダイヤル）を設置しております。

この内部通報ラインは、職員の法令違反行為、就業規則違反等の内部規則・規定違反行為またはそのおそれのある行為を認知した場合、金庫内のルールに基づいた方法により、コンプライアンス統括本部の法務部長のほか、総務部長、常勤監事への通報を可能とする制度で、不正行為や違法行為の生じにくい環境を作り出すことを目的としております。また、コンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任者やコンプライアンス担当者）に相談できない職員や誰にも相談できずに一人で悩んでいる職員についても積極的な利用を促進するなど、職員の働きやすい職場環境の整備に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

《反社会的勢力に対する基本方針》

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備しています。

《マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針》

1.運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2.管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策への対応の統括部署を法務部、管理部署を事務部とし、法務部及び事務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

3.リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4.顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

5.疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6.資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7.役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8.実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

顧客保護等管理の体制

顧客保護等管理方針

当金庫は、「顧客保護等管理方針」に則り、金庫業務の健全性および適切性の確保するため、預金者を含めた金融機関の業務の利用者(以下、「顧客」といいます。)の保護および利便の向上の重要性および経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から、顧客保護等の重要性を十分に認識するとともに、①顧客説明管理、②顧客サポート等管理、③顧客情報管理、④外部委託管理、⑤利益相反管理に関する規程等に則り、顧客保護等の実効性を確保するため、管理態勢ごとに管理責任者を設置し、本部各部および営業店が一体となった適切な管理態勢の整備・確立に努めております。

《顧客保護等管理方針》

- 1.当金庫は、お客様に対するお取引または商品の説明や情報提供について、お客様の知識、経験、資産の状況および契約の目的等を踏まえて、適切かつ十分に対応いたします。(経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から、顧客への説明を適切かつ十分に行うことを含みます。)
 - 2.当金庫は、お客様からの問い合わせ、相談、要望および苦情等への対処について、お客様のご理解とご納得が得られるよう、適切かつ十分に対応いたします。(経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から、顧客からの相談・苦情等への対応を適切かつ十分に行うことを含みます。)
 - 3.当金庫は、お客様の情報について、情報の漏えい、滅失またはき損等を防止するため、適切に管理いたします。
 - 4.当金庫の業務の外部委託について、お客様の情報やお客様への対応が的確に行なわれるよう、委託先を適切に管理いたします。
 - 5.当金庫がお客様と行う取引を対象として、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切かつ十分に管理いたします。
 - 6.その他当金庫の業務に関し、顧客保護や利便の向上のために必要であると金庫が判断した業務について、適切に管理いたします。
- ※本方針において「お客様」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。
※お客様保護の必要性のある業務とは、預金等の受け入れ、与信取引、金融商品の販売、仲介、募集等においてお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

顧客保護等管理体制

- ① 顧客説明管理
- ② 顧客サポート等管理
- ③ 顧客情報管理
- ④ 外部委託管理
- ⑤ 利益相反管理

1 顧客説明管理

当金庫は、法令等に基づき、預金・貸出取引、投資信託・国債等公共債・保険商品の販売・募集ならびにインターネットバンキング等のサービスのご提供などによるお客様との取引にあたり、優越的地位の濫用防止等の不公正取引の防止に努めています。

また、お客様との取引等の適切性を確保するため、以下の「金融商品に係る勧誘方針」を定め、職員の指導教育も含めた顧客説明に係る指導を行い、その実効性について点検することとしております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っております。

《金融商品に係る勧誘方針》

- 1.当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要な事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、地域のお客さまの資産形成および運用にかかる業務について、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を定めました。当金庫の全役職員はこの方針を遵守し、お客さま目線に立った金融商品等の販売およびサービスの提供を行ってまいります。

《お客さま本位の業務運営に関する取組方針》

1. お客さまの最善の利益の追求
当金庫は、お客さまに対して誠実・公正な業務運営を行います。お客さまにとって最善の利益を実現するため、最も適した商品・サービスを提供するよう行動いたします。
2. 利益相反の適切な管理
当金庫は、お客さまとの取引において利益相反の可能性に注意を払い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反管理を適切に行います。当金庫の一方的な利益となるような特定の商品、偏った商品の提案はいたしません。
3. 手数料等の明確化と分かりやすい説明による情報の提供
当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料その他の費用について分かりやすく説明します。また、提案しようとする商品・サービスのリスク等重要な情報について分かりやすい説明により提供いたします。
4. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
当金庫は、お客さまのニーズにふさわしい商品・サービスの提供に努めます。お客さまのお考えをよく聴き、資産状況、取引経験、知識および取引目的等に適った提案を行います。またより多くのお客さまのニーズにお応えできるよう取扱商品等も定期的に見直しいたします。
5. 当金庫職員に対する研修・教育の実施
当金庫は、お客さま本位の業務運営を徹底するため、職員に対し研修等を実施します。お客さまにふさわしい商品・サービスの提案ができる人材の育成を図るために、継続的な研修・教育や資格取得の奨励等により職員の能力向上に取組んでまいります。



DISCLOSURE 2020

■顧客保護等管理の体制

2 顧客サポート等管理

当金庫は、「顧客サポート等管理規程」において、その管理に必要な組織体制、権限、役割、方法等を定め、公正、誠実かつ迅速な対応により、お客さまの信頼と理解を得るために態勢を整備し、お客さまへの適切な対応に努めております。

なお、顧客サポート等管理とは、お客さまからの問い合わせ、相談、要望および苦情（以下、「相談・苦情等」といいます。）への対応が適切に処理されること（経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から顧客からの相談・苦情等への対応を適切に行うこと）をいいます。

金融ADR制度への対応

お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため、以下の「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」のとおり、金融ADR制度に基づく各弁護士会のご利用もできます。

なお、金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度であり、訴訟に代わる、斡旋・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法として、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・柔軟な紛争解決が期待されています。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」といいます。）を営業店または法務部で受け付けております。

- ①苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ②事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

受付窓口	大牟田柳川信用金庫 法務部
住 所	〒836-0842 福岡県大牟田市有明町2丁目2番地の17
電話番号	0944-52-3358(直通)
受 付 日	信用金庫営業日
時 間	9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記の法務部へご相談ください。

受付窓口	全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	九州北部地区しんきん相談所(一般社団法人九州北部信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0034 福岡市博多区博多駅南1-10-4
電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
受 付 日	月～金曜日(祝日、12月31日～1月3日除く)	信用金庫営業日
時 間	9:00～17:00	9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

- ⑤福岡県弁護士会のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」といいます。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記③の当金庫「法務部」または上記の「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

■福岡県弁護士会仲裁センター等

受付窓口	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12(南天神ビル内)	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2(北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町11-5(筑後弁護士会館内)
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受 付 日	月～金曜日 (土日祝日)	月～金曜日	月～金曜日
時 間	9:00～19:00 (9:00～13:00)	9:30～12:30、13:30～15:30	10:00～11:30、13:00～16:00

■東京三弁護士会

受付窓口	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金(祝日、年末年始除く)	月～金(祝日、年末年始除く)	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

⑥東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

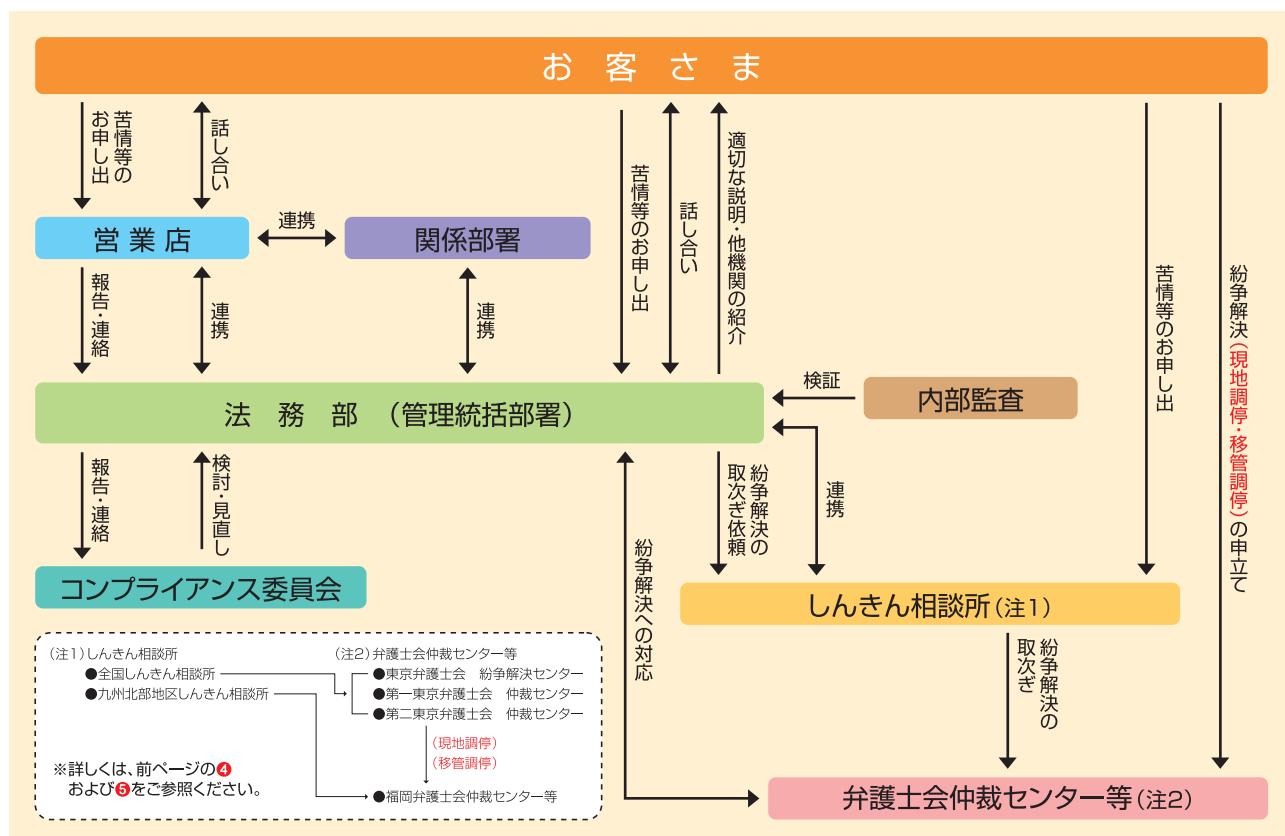
その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

- (1)現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、久留米センターや天神弁護士センターの仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
- (2)移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、久留米センターや天神弁護士センター等の仲裁センターに案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

⑦当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者を配置するとともに、法務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および法務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店、関係部署および法務部が連携して行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組体制





DISCLOSURE 2020

■顧客保護等管理の体制

3 顧客情報管理

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善と個人情報等の機密性・正確性の確保に努めることを目的とした「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定して、適正な顧客情報の管理に取り組んでおります。また、安全管理体制を強化するため、役職員に対する指導・教育を行い、適切な管理体制の整備に努めております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

《個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）》

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2.個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客さまの個人情報は、以下の事項等から取得しています。

- ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報

(2)個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A.個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的 (利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまとのお取引を適かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ②金融商品取引に関する口座開設等の申請・届出事務のため
 - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑥預金口座付番に関する事務のため
 - ⑦その他上記①～⑥に関連する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、お取引のある営業店もしくは下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4.個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
(ホームページ掲載の場合)

○リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

○クッキーについて

当金庫のHP(ホームページ)ではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。
(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトにアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができる設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関する事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関する事務
- ダイレクトメールの発送に関する事務
- 情報システムの運用・保守に関する業務

7.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

大牟田柳川信用金庫 法務部 ☎836-0842 住所:福岡県大牟田市有明町2丁目2番地の17 電話番号:0944-52-3358(直通)

4 外部委託管理

当金庫は、外部へ業務を委託する場合、お客さまの大切な情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理責任者を設置し、外部委託について適正に管理するよう体制を整備しております。特に、外部委託先の選定にあたっては、外部委託業務に内在するオペレーション・リスクを事前に把握し、サービスの質や存続の確実性等のリスク管理上の問題点について認識した上で、外部委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託することとしております。

また、外部へ委託する際には、委託契約の内容について事前にリーガル・チェック等を実施した上でその内容を十分に吟味し、提供されるサービス水準、外部委託先との責任分担(損害負担)を確認するなどして、外部委託管理態勢の整備・確立に努めております。一方、外部委託した業務については、定期的にモニタリングを行うほか、問題点等を発見した場合は、必要な措置を講じるなどして、大切なお客さまの情報管理の強化に努めております。

5 利益相反管理

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法に基づき、当金庫がお客さまと行う取引を対象として、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的として「利益相反管理方針」を定め、更には「利益相反管理規程」によりその態勢の整備・確立に努めております。

《利益相反管理方針の概要》

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、当金庫が定める「利益相反管理方針」および庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下、「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。**2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。**

(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2) 前項①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3.当金庫は、利益相反管理の管理対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴いお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理方針の目的を達成するため、役職員に対して、利益相反管理に関する教育・研修等を実施し、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守します。

5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。



DISCLOSURE 2020

■他の体制 ■預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について ■振り込み詐欺等の犯罪被害金支払についてのご案内

その他の体制

審査体制

当金庫では、貸出金資産の健全性を維持するため、個別案件の審査・与信管理について、与信管理部門、審査管理部門及び資産査定部門を営業推進部門から明確に分離し、けん制が働くよう、それぞれ独立した機能をもたせることにより、厳格性や健全性の確保できる融資審査業務の運営に努めています。

特に、金庫の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先については、その信用状況や財務状況について個別かつ継続的にモニタリングを行っているほか、大口与信先の管理状況については、モニタリング結果に基づき、経営陣による定期的な検証を行うなどして、適切な与信管理に努めています。

また、その大口与信先の抽出・把握については、関連企業を含めたグループ単位の相対的な管理を行い、与信ポートフォリオの適切な管理に努めているほか、ポートフォリオの状況を含む信用集中の状況を、定期的に経営陣へ報告し、検討協議を行うなどして、適正な管理に努めています。

内部監査体制

当金庫では、各営業店で毎月自店検査を実施しているほか、業務部門から独立した監査部が、営業店・本部各部及び子法人等に対して、現金・有価証券などの現物や諸勘定の合否に加え、店舗運営管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、リスク管理態勢、金融円滑化管理態勢など業務全般にわたって検証を行い、不正・不祥事の防止態勢の構築状況等について、毎年総合監査を行っております。

なかでも最重点項目として、①店舗運営管理態勢では、金庫方針・店舗方針の周知状況、人材育成への対応、②法令等遵守態勢では、犯罪による収益の移転防止法の対応、疑わしい取引の対応、反社会的勢力への対応、③顧客保護等管理態勢として、顧客説明態勢、顧客情報の取扱状況、苦情処理態勢、利益相反管理状況、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の周知状況、④各種リスクの管理状況、⑤金融円滑化の対応状況、⑥自店検査の厳格な実施状況、不正・不祥事の防止態勢、⑦部門長の統制状況及び役席者の管理状況、異例処理時の対応などについて監査を実施しております。

また、内部監査における重要事項の指摘につきましては、所管部署が発生原因の分析を行い、改善策及び対応を検討するために、監査部より適時報告を行い、事故等の未然防止、不測のトラブルや事務ミスの根絶を期すなど、内部監査の充実、強化に努めています。

ALM管理体制

金融環境の変化により発生する市場リスクや流動性リスク等を把握し、資金の調達・運用の最適化と安定した期間収益の確保を図るため、当金庫ではALM委員会を設置しています。ALM委員会では、リスク管理や資金運用方針等の課題について協議するため会議を月1回以上開催し、当金庫の資産と負債の総合的な管理を行うとともに、体制整備の強化に努めています。

事務管理体制

当金庫では、事務リスク管理体制として、常に事務リスク発生の危険度を把握し、厳正な事務管理に努めることを基本方針として、各種事務取扱規程および要領等の整備に努め、各営業店の事務管理担当役席者、事務リーダーを通じて事務指導、教育研修を計画的に実施し、事務管理の強化を行っております。さらに、事務の機械化や営業店の後方事務の集中化を進め、業務の効率化にも努めています。また、緊急時の体制、バックアップ体制、個人情報の漏洩防止・不正利用および振り込み詐欺の防止にも万全を期しております。

ペイオフ名寄せデータ整備

ペイオフとは、金融機関が万一破綻したときに預金者を保護するため、預金保険機構が、預金者に一定額の保険金を支払う仕組みのことです。

このため預金保険制度に基づき、平時から同一の預金者が当金庫に複数の預金口座を有する場合には、これらをまとめたうえで預金者ごとの付保預金額を算定する名寄せ等に必要な預金者データを整備する作業が必要となります（以下「名寄せ」といいます）。当金庫では、オンラインの名寄せシステム対応に基づき常時、名寄せの整備作業を行っており、精度の向上に努めています。

犯罪収益移転防止法に係る体制

マネーローンダーリングとは、犯罪を通じて資金を得た者が、資金の出所や真の所有者を分からなくするために、金融機関の口座へ入金したり、資金を口座から口座へ移動することをいいます。これらに対応するために、平成4年に「疑わしい取引の届出制度」が創設、犯罪収益に関する情報の届出が義務づけられ、平成12年には疑わしい取引の届出の範囲の拡大が行われました。

平成15年「本人確認法」が施行され、平成16年12月には預金口座等の不正利用防止を定めた改正を行った後、平成19年1月には「本人確認法施行令」の改正により、10万円を超える現金送金等の際に本人確認が義務づけられました。平成20年3月に「本人確認法」が廃止され「犯罪収益移転防止法」（以下「犯収法」といいます）が施行されました。

以後、犯収法は平成25年4月に『取引時確認』を実施するよう改正され、平成28年10月の改正では、顔写真付でない本人確認書類には追加的な確認措置が義務化されるとともに、法人のお客様の実質的支配者の確認が厳格化されました。一方で、平成29年4月の改正では専修学校の入学金等支払時における取引時確認義務が一部緩和されました。

当金庫では、犯収法の趣旨であるマネーローンダーリングやテロ資金供与の防止を図るために、必要な場面での『取引時確認』に加えて、取引内容や取引目的について書面等により追加的な確認を行わせていただいております。

更に、なりすまし等が疑われる場合や外国PEPs（外国の重要な公人等）との取引には、高リスク取引としてよりいっそう厳格な対応を行なっておりま。

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について

当金庫では、万一、個人のお客さまが不正な預金等の払戻し被害に遭われた場合、その被害額について原則補償させていただきますが、右記『お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合』等に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償しかねることがありますので、十分ご注意ください。なお、ご不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問い合わせください。

【偽造・盗難カード被害】

お客さまの状況			
	無過失	過失（重大な過失以外）があった場合	故意または重大な過失があった場合
偽造カード被害	原則として被害額の全額を補償	被害額は補償されません	
盗難カード被害	金融機関への通知日から遡って30日以内の被害に問い合わせ、被害額の全額を補償	金融機関への通知日から遡って30日以内の被害に問い合わせ、被害額の75%を補償	被害額は補償されません
条件	①すみやかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③警察へ被害届を提出していただき、捜査に協力されることがすべて必要です。		

【盗難通帳（証書）・インターネットバンキング被害】

お客さまの状況			
	無過失	過失（重大な過失以外）があった場合	故意または重大な過失があった場合
盗難通帳（証書）被害	原則として被害額の全額を補償	原則として当金庫所定の割合により補償	被害額は補償されません
インターネットバンキング被害	原則として被害額の全額を補償	被害に遭われた状況を踏まえ、個別に判断させていただきます。	
条件	①すみやかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③警察へ被害届を提出していただき、捜査に協力されることがすべて必要です。		

【偽造・盗難カード被害に係る過失基準等】

- 「本人の重大な過失」となりうる場合
 - (1)本人が他人に暗証番号を知らせた場合
 - (2)本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
 - (3)本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
 - (4)その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 - 「本人の過失」となりうる場合
 - (1)次の①または②に該当する場合
 - ①当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる動きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号・勤務先の電話番号・自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
 - (2)①のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ①暗証番号の管理
 - (ア)当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる動きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号・勤務先の電話番号・自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - (イ)暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - ②キャッシュカードの管理
 - (ア)キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合
 - (イ)酔い等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合
 - (3)その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
- （注）盗難カード被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

【盗難通帳（証書）被害に係る過失基準等】

- 「本人の重大な過失」となりうる場合
 - (1)本人が他人に通帳（証書）を渡した場合
 - (2)本人が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - (3)その他本人に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- 「本人の過失」となりうる場合
 - (1)通帳（証書）を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合
 - (2)届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管していた場合
 - (3)印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合
 - (4)その他本人に(1)～(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

【インターネットバンキング被害に係る過失基準等】

被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます。（パスワード・ご契約者カードは重要な情報ですので厳重な管理をお願いします。）

振り込め詐欺等の犯罪被害金支払についてのご案内

振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に支払う手続き等について定めた「振り込め詐欺救済法」が平成20年6月21日から施行されました。

【対象となる犯罪利用口座について】

振り込め詐欺等の振込先になった預金口座は預金保険機構のホームページで順次公告されます。預金残高を含めた口座情報をご確認ください。
預金保険機構ホームページ <http://www.dic.go.jp>

【支払額について】

支払額は、口座残高や被害に遭われた方の数等に応じて変わります。

- 被害者の方がおひとりで、かつ対象の犯罪利用口座にお振込みされた総額が当該口座に滞留している場合、被害金は全額支払われる予定です。
- 犯罪利用口座に滞留している残高が被害金の総額よりも少ない場合には、金融機関は口座残高を超えて被害金の支払を行うものではありません。またこのうち、被害者が複数の場合には、被害者間で振込額に応じて按分することとなります。このような場合など、被害金全額の支払ができない場合がありますのでご了承ください。なお、犯罪利用口座の残高が千円未満の場合は、本法令による支払手続の対象とはなりません。

【被害金の支払手続について】

支払手続までには、少なくとも90日以上かかりますのでご了承ください。

【被害金支払のお申し出について】

振込先の金融機関へ「申請書」「本人確認書類」「振込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。（具体的な手続は、お振込先の金融機関へお問い合わせください。）被害に遭われた方は、お早めにお名前・ご連絡先などをお振込先の金融機関へご連絡ください。預金保険機構による公報前でも、支払が受けられる場合は、順次お手続等についてご案内させていただくことがあります。

【被害金支払の流れ】

- ①被害に遭われた方が警察と金融機関に申し出
- ②預金保険機構が犯罪に利用された口座の公告をホームページに掲載
- ③被害に遭われた方が振り込んでしまった口座がないか確認
- ④預金保険機構が被害金支払を受け付ける公告をホームページに掲載
- ⑤被害に遭われた方が振込先の金融機関に支払を申請
- ⑥金融機関が被害金を支払



DISCLOSURE 2020

■預金保険制度について ■保険募集指針

預金保険制度について

預金保険制度とは、金融機関が、預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金保険制度の基本

- 1人の預金者は1金融機関で、預金の元本1,000万円までとその利息が保護されます。
- 預け先の金融機関が合併等した場合、合併後1年間に限り、元本保証は「1,000万円×合併等した金融機関の数」となります。
- 決済用預金は全額保護されます。
- 同じ金融機関の複数の店に預金がある場合、合計して保護されます。
- 会社名義の法人預金と代表者個人の預金は、各々保護されます。
- 個人事業主の事業用の預金は、事業主個人の預金と合算されます。
- ご家族の預金は、夫と妻と子の預金名義が別々にあれば、各々保護されます。(名義の分散は贈与税をご考慮ください)
- 同じ金融機関に借入と預金がある場合、預金者の請求により相殺することができ、相殺後の預金が保護されます(相殺は預金規定によります)。
- 普通預金から、保険金の仮払いとして、最高60万円が支払われます。

預金保険の保護の範囲

商品の分類		保護内容
預金保険の対象商品	決済用預金 ●当座預金 ●無利息型普通預金等	全額保護
	上記以外の預金等 ●利息のつく普通預金 ●定期預金 ●定期積金 ●貯蓄預金 ●通知預金 ●納税準備預金 ●掛金 ●保護預り契約の金融債 ●上記預金等を用いた積立・財形商品等	●合計の元本1,000万円までとその利息を保護します。 ●保護を超えた部分も破綻金融機関の財産の状況に応じて、後日払戻しがあります。(合併等した金融機関の保証額は、合併後1年間は「1,000万円×合併等した金融機関の数」となります)
預金保険の対象外商品	●外貨預金 ●譲渡性預金等	●預金保険の対象外 ●破綻金融機関の財産の状況に応じて後日払戻しがあります。

※「決済用預金」とは「無利息・預金者の要求払い・決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。

【無利息】ご預金に利息がつきません。【預金者の要求払い】いつでも払出せます。【決済サービスを提供できること】たとえば電話料金の引落しなどに使える口座です。

※総合口座の普通預金を無利息型普通預金にしても、定期預金は全額保護とはなりません。

※1,000万円を超えた部分も、破綻金融機関の財産の状況に応じて、後日払戻しがあります。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ①診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - ②診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

大牟田柳川信用金庫 法務部 電話番号：0944-52-3358（直通）

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

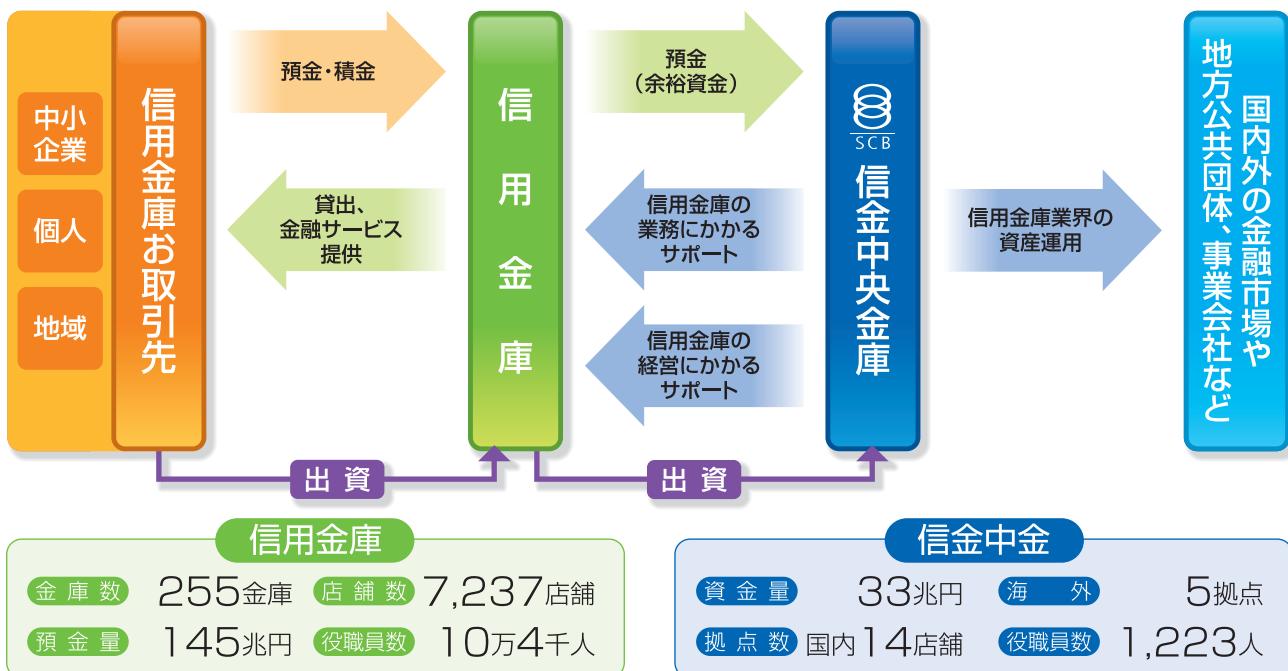
信金中央金庫のご案内

◆信金中央金庫(略称:信金中金)は信用金庫のセントラルバンクです。

信金中金は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」です。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、為替・資金の集中決済や各種業務支援など信用金庫のさまざまな業務機能を補完しています。

また、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金を、有価証券や貸出金などによって運用しています。



◆信金中金の機能

①「信用金庫の業務にかかるサポート機能」、②「信用金庫の経営にかかるサポート機能」、③「信用金庫業界の資金運用機能」という3つの機能を有しています。

① 信用金庫の業務にかかるサポート機能

信用金庫が個別に行なうことが困難であったり、非効率である業務を補完するため、「中小企業」、「個人」、「地域」への多様な業務に対し、グループ一体となり、サポートを行っています。

顧客ニーズの多様化・高度化、他業態との競争激化などに信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外進出、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

② 信用金庫の経営にかかるサポート機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けて、経営のサポートを行っています。

収益力向上に向けては、信用金庫向け運用商品の提供や、信用金庫業界の共通業務の集中化による業務効率化・経費削減などに取り組んでいます。

健全性確保に向けては、信用金庫の経営分析、信用金庫に対する経営相談、信用金庫への資本増強など、業界独自のセーフティネットである信用金庫経営力強化制度などの運営を通じて、信用金庫業界の信用力の維持・向上につとめており、わが国の金融システムの安定に貢献しています。

③ 信用金庫業界の資金運用機能

約39兆円にのぼる運用資産を有し、そのうち約16兆円を国債、社債、外国証券等の有価証券、約14兆円を短期金融市場、約8兆円を国・地方公共団体や事業会社などへの貸出で運用しています。

また、わが国金融証券市場における「有数の機関投資家」としても重要な役割を果たしています。

歩みます
地域の皆様とともに
私たち
のため
に
豊かな街づくり

OMUTA YANAGAWA SHINKIN BANK DISCLOSURE 2020



資料編

CONTENTS

● 第103期事業概況等	50 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
● 貸借対照表	51
● 損益計算書	52
● 直近の5事業年度における主要な事業の状況	54
● 直近の2事業年度における事業の状況	55
● 預金に関する指標	57
● 貸出金等に関する指標	58
● 有価証券に関する指標	62
● 自己資本の充実の状況	64
● 子会社等の概況	71

信用金庫は、銀行や信用組合とは、
どこが違うの？



株式会社である銀行は、株主の利益が優先され、主な取引先は大企業です。それに比べて信用金庫は、地域の方々が利用者・会員となって、互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関で、主な取引先は中小企業や個人です。私たちは利益第一主義ではなく、会員すなわち地域社会の利益を優先します。さらに、事業地域は一定の地域に限定されており、お預かりした資金はその地域の発展に活かされている点も銀行と大きく異なります。信用組合も信用金庫と同じ協同組織の金融機関ですが、根拠法や会員（組合員）資格が異なります。また、信用組合の預金の受入は原則として組合員が対象ですが、信用金庫にはこの制限がないなど、業務の範囲も異なります。

第103期事業概況等(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

金融経済環境

令和元年度のわが国経済は、米中貿易摩擦等の不安定な海外情勢が輸出・観光に悪影響を及ぼしたことに加え、10月の消費税率引上げ後に支出を控える動きがみられるなど、不透明感を増しながらも基調としては緩やかな回復を続けました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の縮小を受け、年度末にかけて大幅に下押し圧力が加わり厳しい状況となりました。これらに加え、地域経済は、人口減少や少子高齢化が加速しているほか、中小企業の人手不足や経営者の高齢化、後継者難といった構造的な問題が深刻化しました。

また、金融面では、日本銀行の超低金利政策の継続により短期金利・長期金利ともに極めて低い水準で推移するなか、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への影響懸念から、年度末にかけて金融資本市場は大きく変動しました。

業 績

主要勘定の状況は、貸出金は、事業性評価・金融仲介機能の発揮を踏まえた課題解決型金融を実践するとともに、お客様の資金ニーズにお応えする取組みを行いましたが、期末残高は前期比6億8百万円減少し886億18百万円となりました。

預金は、地方創生ムービープロジェクトである大牟田市動物園を舞台にした映画「いのちスケッチ」の製作にちなみ、特別金利定期預金『みらいスケッチ』を発売するなど、お客様のニーズにあった金融商品・サービスの提供に努めしたことにより、期末残高は前期比8億95百万円増加し1,857億33百万円となりました。

損益の状況は、経常収益は、資金運用収益、役務取引等収益およびその他経常収益が増加したものの、その他業務収益が減少したことから、前期比20百万円減少し27億32百万円となりました。経常費用は、役務取引等費用が増加したものの、資金調達費用、その他業務費用、経費およびその他経常費用が減少したことから、前期比1億6百万円減少し23億55百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比85百万円増加し3億77百万円、当期純利益は前期比49百万円増加し2億64百万円となりました。

事業の展望及び当金庫の今後対応すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への影響の長期化が懸念されるなか、超低金利政策の継続や金融資本市場の大幅な変動により、預貸金利鞘や有価証券運用益を中心とした利益の確保が一段と困難になる等、当金庫の収益環境は今後より一層厳しいものになっていくことが予想されます。

こうしたなかで迎える令和2年度は、長期経営計画『「共創力」発揮3か年計画』の最終年度にあたります。本計画は、信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき、地域社会の発展をお客様と共に目指すことにより、地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地位を確立することを目指すべき姿としています。そのために、地域に根ざす協同組織金融機関として持続可能なビジネスモデルを構築するため、収益計画をベースにしたうえで、全役職員の共通認識のもと事業計画に掲げる重点戦略への取組みを強化してまいります。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けられた事業者の皆さまの心の拠り所となるべく、全役職員と共に誠心誠意の対応に努めてまいります。

今後とも、地域との共存共栄をめざした創業の理念を忘れず、さらに地域に愛され信頼される金融機関になるように、役職員一同、志を同じくして歩んでまいりますので、なお一層のご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

会計監査人の監査

2018年度及び2019年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トマツの監査を受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2020年6月 27日

大牟田柳川信用金庫

理 事 長 桐原 誠

■貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2018年度	2019年度	科 目	2018年度	2019年度
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	3,619	3,729	預 金 積 金	184,838	185,733
預 け 金	49,466	43,995	当 座 預 金	1,461	1,670
買 入 金 銭 債 権	100	180	普 通 預 金	73,171	75,946
金 銭 の 信 託	0	0	貯 蓄 預 金	291	321
有 価 証 券	57,803	62,662	通 知 預 金	—	26
国 債	13,905	11,654	定 期 預 金	103,151	100,739
地 方 債	11,699	12,329	定 期 積 金	6,148	5,968
社 債	14,031	18,714	そ の 他 の 預 金	614	1,059
株 式	144	115	借 用 金	3,476	2,944
そ の 他 の 証 券	18,021	19,847	借 入 金	3,476	2,944
貸 出 金	89,226	88,618	そ の 他 負 債	526	283
割 引 手 形	906	515	未 決 済 為 替 借	87	31
手 形 貸 付	5,602	5,177	未 払 費 用	119	108
証 書 貸 付	80,551	80,661	給 付 補 填 備 金	5	5
当 座 貸 越	2,166	2,263	未 払 法 人 税 等	62	42
そ の 他 資 産	1,058	1,016	前 受 収 益	37	49
未 決 済 為 替 貸	29	14	払 戻 未 済 持 分	10	14
信 金 中 金 出 資 金	858	858	そ の 他 の 負 債	203	31
前 払 費 用	13	10	賞 与 引 当 金	84	83
未 収 収 益	153	128	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	88	72
そ の 他 の 資 産	4	3	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	10	15
有 形 固 定 資 産	1,698	1,662	偶 発 損 失 引 当 金	82	77
建 物	691	667	繰 延 税 金 負 債	140	—
土 地	868	868	債 務 保 証	173	174
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	138	126	負 債 の 部 合 計	189,420	189,385
無 形 固 定 資 産	2	2	(純資産の部)		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	2	出 資 金	401	403
前 払 年 金 費 用	162	169	普 通 出 資 金	401	403
繰 延 税 金 資 産	—	223	利 益 剰 余 金	11,367	11,616
債 務 保 証 見 返	173	174	利 益 準 備 金	400	401
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△1,160 (△1,095)	△1,192 (△1,105)	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,966	11,214
			特 別 積 立 金	10,200	10,400
			(本店新築積立金)	(1,000)	(1,000)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	766	814
資 産 の 部 合 計	202,151	201,244	処 分 未 済 持 分	△1	△4
			会 員 勘 定 合 計	11,766	12,014
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	963	△155
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	963	△155
			純 資 産 の 部 合 計	12,730	11,859
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	202,151	201,244

损益計算書

(単位:千円)

科 目	2018年度	2019年度
経 常 収 益	2,753,129	2,732,431
資 金 運 用 収 益	2,193,847	2,255,735
貸 出 金 利 息	1,575,961	1,554,801
預 け 金 利 息	87,008	59,887
有 価 証 券 利 息 配 当 金	509,332	618,607
そ の 他 の 受 入 利 息	21,545	22,438
役 務 取 引 等 収 益	197,078	204,337
受 入 為 替 手 数 料	96,365	99,654
そ の 他 の 役 務 収 益	100,713	104,682
そ の 他 業 務 収 益	353,381	251,248
国 債 等 債 券 売 却 益	335,033	224,302
そ の 他 の 業 務 収 益	18,348	26,945
そ の 他 経 常 収 益	8,821	21,110
償 却 債 権 取 立 益	314	330
株 式 等 売 却 益	—	13,012
金 銭 の 信 記 運 用 益	0	0
そ の 他 の 経 常 収 益	8,507	7,768
経 常 費 用	2,461,657	2,355,325
資 金 調 達 費 用	77,872	52,955
預 金 利 息	60,383	37,806
給 付 補 備 金 繰 入 額	2,928	2,891
借 用 金 利 息 用	14,560	12,257
役 務 取 引 等 費 用	265,391	273,555
支 払 為 替 手 数 料	30,720	30,722
そ の 他 の 役 務 費 用	234,671	242,833
そ の 他 業 務 費 用	62,286	34,735
国 債 等 債 券 売 却 損	47	58
国 債 等 債 券 償 戻 損	61,852	33,880
そ の 他 の 業 務 費 用	386	796
経 人 件 費	1,910,796	1,858,916
物 件 費	1,292,117	1,255,370
税 金	589,686	578,598
そ の 他 経 常 費 用	28,991	24,947
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	145,310	135,161
そ の 他 の 経 常 費 用	115,061	106,288
経 常 利 益	30,249	28,873
特 別 損 失	291,472	377,105
固 定 資 産 処 分 損	707	495
税 引 前 当 期 純 利 益	707	495
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290,764	376,610
法 人 税 等 調 整 額	100,121	101,515
法 人 税 等 合 計	△24,636	10,476
当 期 純 利 益	75,484	111,992
緑 越 金 (当 期 首 残 高)	215,279	264,618
当 期 未 処 分 剰 余 金	551,621	550,036
	766,901	814,655

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	2018年度	2019年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	766,901	814,655
剩 余 金 処 分 額	216,864	267,501
利 益 準 備 金	1,047	1,604
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年4%) 15,817	(年4%) 15,896
特 別 積 立 金	200,000	250,000
緑 越 金 (当 期 末 残 高)	550,036	547,154

●報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

〈報酬体系について〉

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払金額に関して、規程で定めております。

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	124

(注) 1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2.上記の内訳は、「基本報酬」83百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」36百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

直近の5事業年度における主要な事業の状況

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益 (単位:千円)	3,035,201	3,008,276	2,989,387	2,753,129	2,732,431
経 常 利 益 (単位:千円)	530,473	611,976	483,671	291,472	377,105
当 期 純 利 益 (単位:千円)	434,665	444,439	375,006	215,279	264,618
出 資 総 額 (単位:百万円)	407	404	400	401	403
出 資 総 口 数 (単位:口)	4,072,256	4,048,106	4,003,846	4,014,316	4,030,365
純 資 産 額 (単位:百万円)	12,942	12,319	12,295	12,730	11,859
総 資 産 額 (単位:百万円)	193,360	196,363	202,789	202,151	201,244
預 金 積 金 残 高 (単位:百万円)	177,312	180,610	186,454	184,838	185,733
貸 出 金 残 高 (単位:百万円)	87,589	88,273	88,950	89,226	88,618
有 債 証 券 残 高 (単位:百万円)	57,733	58,157	55,665	57,803	62,662
単 体 自 己 資 本 比 率 (単位:%)	15.87	15.46	15.35	15.17	14.83
出資に対する配当金 (出資1口あたり) (単位:円)	4	4	6	4	4
役 員 数 (単位:人)	12	11	11	11	10
うち常勤役員数 (単位:人)	6	7	7	7	6
職 員 数 (単位:人)	192	187	187	196	194
会 員 数 (単位:人)	14,848	14,120	13,914	13,262	12,971

直近の2事業年度における事業の状況

■ 業務粗利益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
資金運用収支	2,115,975	2,202,779
資金運用収益	2,193,847	2,255,735
資金調達費用	77,872	52,955
役務取引等収支	△68,312	△69,218
役務取引等収益	197,078	204,337
役務取引等費用	265,391	273,555
その他業務収支	291,095	216,513
その他業務収益	353,381	251,248
その他業務費用	62,286	34,735
業務粗利益	2,338,757	2,350,074
業務粗利益率	1.17%	1.18%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国内業務部門のみで国際業務部門は該当ございません。

■ 業務純益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
業務純益	452,534	492,095
実質業務純益		513,102
コア業務純益		322,738
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		261,100

(注) 1. 「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、2019年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、2019年度分のみ開示しております。

なお、「業務純益」については、昨年度と同様に開示しております。

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、千円、%)

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利回り (%)	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	198,861	198,688	2,193,847	2,255,735	1.10	1.13
うち貸出金	87,427	87,288	1,575,961	1,554,801	1.80	1.78
うち預け金	55,329	47,526	87,008	59,887	0.15	0.12
うち有価証券	55,222	62,840	509,332	618,607	0.92	0.98
資金調達勘定	191,343	191,056	77,872	52,955	0.04	0.02
うち預金積金	187,766	187,817	63,312	40,697	0.03	0.02
うち借用金	3,576	3,239	14,560	12,257	0.40	0.37

(注) 1. 運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度111百万円、2019年度104百万円)を控除して表示しております。

2. 国内業務部門のみで国際業務部門は該当ございません。

■ その他業務利益の内訳

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
その他業務収益(A)	353,381	251,248
国債等債券売却益	335,033	224,302
その他業務収益	18,348	26,945
その他業務費用(B)	62,286	34,735
国債等債券売却損	47	58
国債等債券償還損	61,852	33,880
その他業務費用	386	796
その他業務利益(A)-(B)	291,095	216,513

■受取利息・支払利息の増減

(単位:千円)

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△23,918	△89,564	△113,482	62,864	△976	61,887
うち 貸 出 金	12,930	△49,791	△36,861	△2,646	△18,513	△21,160
うち 預 け 金	△10,332	11,821	1,489	△11,215	△15,905	△27,120
うち 有 価 証 券	△27,079	△51,171	△78,250	74,195	35,080	109,275
支 払 利 息	4,726	△26,430	△21,703	△1,264	△23,652	△24,917
うち 預 金 積 金	1,095	△22,410	△21,314	18	△22,632	△22,614
うち 借 用 金	3,630	△4,019	△388	△1,282	△1,020	△2,302

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

2. 国内業務部門のみで国際業務部門は該当ございません。

■総資金利鞘

(単位:%)

	2018年度	2019年度
資 金 運 用 利 回	1.10	1.13
資 金 調 達 原 価 率	1.02	0.98
総 資 金 利 鞘	0.08	0.15

■利益率

(単位:%)

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.14	0.18
総資産当期純利益率	0.10	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■会員数・出資配当率

(単位:人)

	2018年度	2019年度
会 員 数	13,262	12,971
出 資 配 当 率	4.0%	4.0%

■経費の内訳

(単位:千円)

科 目	2018年度	2019年度
人 件 費	1,292,117	1,255,370
報 酬 給 料 手 当	1,017,854	986,873
退 職 給 付 費 用	107,453	115,906
そ の 他	166,809	152,590
物 件 費	589,686	578,598
事 務 費	267,314	265,915
(うち 旅 費・交 通 費)	(4,819)	(4,028)
(うち 通 信 費)	(18,592)	(18,634)
(うち 事 務 機 械 貸 借 料)	(200)	(207)
(うち 事 務 委 託 費)	(181,940)	(188,512)
固 定 資 産 費	91,888	88,418
(うち 土 地 建 物 貸 借 料)	(1,370)	(1,369)
(うち 保 全 管 理 費)	(64,509)	(64,122)
事 業 費	61,661	56,379
(うち 広 告 宣 伝 費)	(36,101)	(30,050)
(うち 交際費・寄贈費・諸会費)	(22,550)	(23,850)
人 事 厚 生 費	17,153	17,200
有 形 固 定 資 産 債 却	89,310	89,454
そ の 他	62,359	61,230
(うち 預 金 保 険 料)	(62,359)	(61,230)
税 金	28,991	24,947
合 計	1,910,796	1,858,916

(注) 損益計算書と合致する。

預金に関する指標

●流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	75,911	79,474
うち有利息預金	67,698	71,468
定期性預金	111,383	107,895
うち固定金利定期預金	105,258	101,712
うち変動金利定期預金	83	66
その他	472	447
計	187,766	187,817
譲渡性預金	—	—
合計	187,766	187,817

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3.国内業務部門のみで国際業務部門は該当ございません。

●固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

■定期預金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
定期預金	103,151	100,739
固定金利定期預金	103,073	100,680
変動金利定期預金	78	58
その他	—	—

■預金者別残高・構成比

(単位:百万円、%)

	2018年度	2019年度
個人預金	161,173(87.20)	160,889(86.62)
法人預金	23,002(12.44)	23,803(12.82)
金融機関預金	17(0.01)	44(0.02)
公金預金	644(0.35)	996(0.54)
総預金	184,838(100.00)	185,733(100.00)

■1店舗及び常勤役職員1人当たり預金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
1店舗当たり預金	13,202	13,266
役職員1人当たり預金	910	928

■財形貯蓄残高

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
一般財形貯蓄	50,858	40,141
財形住宅貯蓄	3,934	760
財形年金貯蓄	4,629	4,971
合計	59,421	45,872

貸出金等に関する指標

●手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
手 形 貸 付	5,204	5,130
証 書 貸 付	79,838	79,883
当 座 貸 越	1,740	1,743
割 引 手 形	644	530
合 計	87,427	87,288

(注)国内業務部門のみで国際業務部門は該当ございません。

●固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

■貸出金の金利別残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸 出 金	89,226	88,618
変 動 金 利	41,862	42,475
固 定 金 利	47,364	46,143

●担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,808	1,869
有 価 証 券	51	6
動 産	—	—
不 動 産	20,389	19,485
そ の 他	—	—
計	22,249	21,361
信 用 保 証 協 会・信 用 保 険	18,534	19,104
保 証	18,272	18,792
信 用	30,170	29,359
合 計	89,226	88,618

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
計	—	—
信 用 保 証 協 会・信 用 保 険	—	—
保 証	3	3
信 用	170	171
合 計	173	174

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
消 費 者 ロ ー ン	3,990	3,953
住 宅 ロ ー ン	24,629	25,219

●使途別の貸出金残高

■貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	49,803	55.8%	50,718	57.2%
運転資金	39,422	44.2%	37,900	42.8%
合計	89,226	100.0%	88,618	100.0%

●業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	174	3,202	3.6%	166	3,051	3.4%
農業、林業	14	222	0.2%	13	205	0.2%
漁業	16	118	0.1%	16	104	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	55	0.1%	1	44	0.1%
建設業	472	8,838	10.0%	470	8,089	9.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	13	411	0.5%	11	363	0.4%
情報通信業	3	83	0.1%	2	150	0.2%
運輸業、郵便業	50	1,738	1.9%	50	1,538	1.7%
卸売業、小売業	381	6,695	7.5%	351	6,693	7.6%
金融業、保険業	18	5,963	6.7%	17	5,954	6.7%
不動産業	262	13,731	15.4%	254	14,520	16.4%
物品賃貸業	3	459	0.5%	3	442	0.5%
学術研究、専門・技術サービス業	29	220	0.2%	28	193	0.2%
宿泊業	9	956	1.1%	9	857	1.0%
飲食業	179	1,771	2.0%	185	2,065	2.3%
生活関連サービス業、娯楽業	90	1,234	1.4%	83	1,114	1.3%
教育、学習支援業	22	1,542	1.7%	22	1,548	1.7%
医療、福祉	99	2,891	3.2%	93	2,577	2.9%
その他のサービス	178	3,019	3.4%	184	2,722	3.1%
小計	2,013	53,159	59.6%	1,958	52,239	58.9%
地方公共団体等	6	3,332	3.7%	6	2,751	3.1%
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,544	32,735	36.7%	6,423	33,626	38.0%
合計	8,563	89,226	100.0%	8,387	88,618	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率の期末値及び期中平均値

■預貸率

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	期末残高	期中平均	期末残高	期中平均
貸出金(A)	89,226		88,618	
	87,427		87,288	
預金(B)	184,838		185,733	
	187,766		187,817	
預貸率(A)/(B)	48.27%		47.71%	
	46.56%		46.47%	

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門のみで国際業務部門は該当ございません。

■1店舗及び常勤役職員1人当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
1店舗当たり貸出金	6,373	6,329
役職員1人当たり貸出金	439	443

●リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

■リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分		残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	2018年度	244	191	52	100.00%
	2019年度	299	217	82	100.00%
延滞債権	2018年度	4,860	3,473	1,042	92.91%
	2019年度	4,627	3,238	1,023	92.11%
3カ月以上延滞債権	2018年度	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2018年度	14	5	1	46.96%
	2019年度	13	5	2	57.96%
合計		2018年度	5,119	3,670	1,096
		2019年度	4,940	3,461	1,108
					92.49%

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあつた債務者
- ②再生手続開始の申立てがあつた債務者
- ③破産手続開始の申立てがあつた債務者
- ④特別清算開始の申立てがあつた債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金

②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8.保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	2018年度	5,120	4,768	3,671	1,096	93.11%	75.68%
	2019年度	4,940	4,569	3,461	1,108	92.49%	74.94%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	2,125	2,125	1,244	881	100.00%	100.00%
	2019年度	2,171	2,171	1,277	894	100.00%	100.00%
危険債権	2018年度	2,979	2,635	2,420	214	88.44%	38.37%
	2019年度	2,755	2,390	2,178	211	86.75%	36.72%
要管理債権	2018年度	14	7	5	1	46.96%	14.04%
	2019年度	13	8	5	2	57.96%	31.52%
正常債権	2018年度	84,336					
	2019年度	83,891					
合計		2018年度	89,456				
		2019年度	88,832				

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産・会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

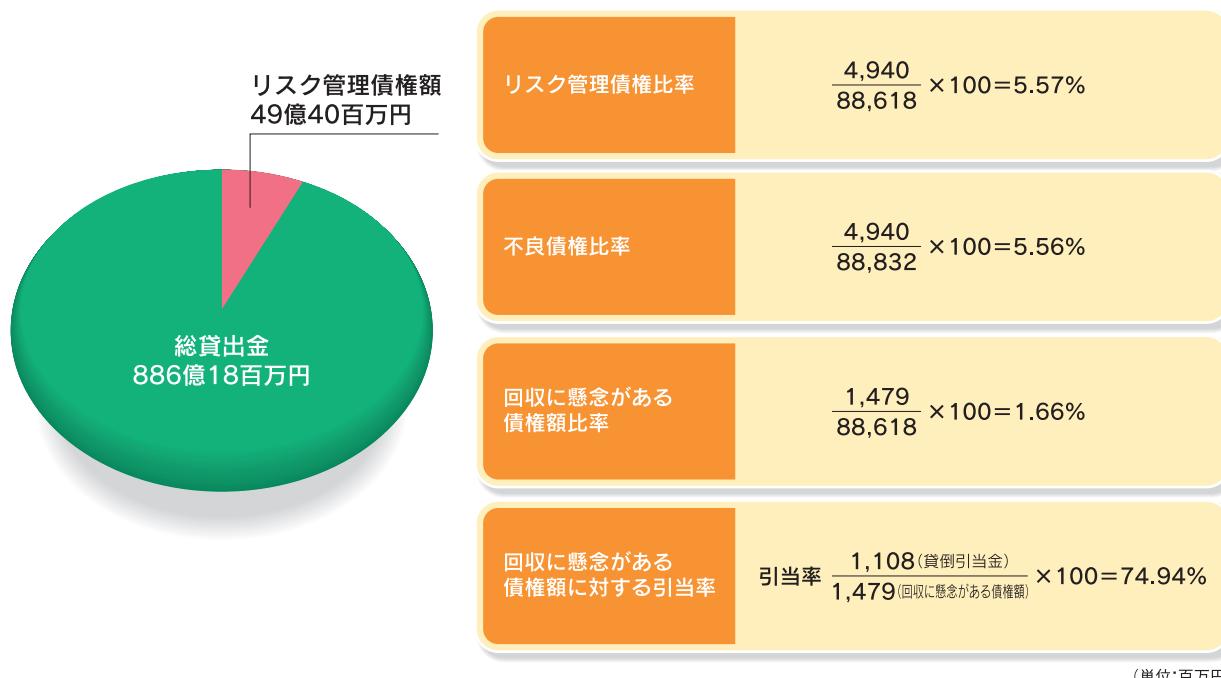
■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	67	65	—	67	65
	2019年度	65	86	—	65	86
個別貸倒引当金	2018年度	1,019	1,095	40	978	1,095
	2019年度	1,095	1,105	74	1,020	1,105
合計	2018年度	1,086	1,160	40	1,045	1,160
	2019年度	1,160	1,192	74	1,085	1,192

■総貸出金に占めるリスク管理債権の割合及び不良債権額の割合

- ◎ 総貸出金に占める割合(リスク管理債権比率)は、5.57%であります。(2020年3月末現在)
- ◎ 総貸出金に占める割合(不良債権比率)は、5.56%であります。(2020年3月末現在)



■貸出金償却

(単位:百万円)

貸出金償却額	2018年度	2019年度
貸出金償却額	—	—

有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高 ……該当する取引はございません。

有価証券の残存期間別残高

2018年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 地 方 債 債 債 債	—	3,084	6,009	100	—	4,710	—	13,905
社 株 外 国 証 券	—	205	7,118	2,367	—	2,008	—	11,699
株 式	803	1,817	5,042	2,751	3,297	318	—	14,031
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	144	144
そ の 他 の 証 券	100	101	200	—	499	3,431	—	4,333
合 計	306	584	1,081	2,821	8,459	—	435	13,688
合 計	1,209	5,793	19,451	8,041	12,256	10,469	580	57,803

2019年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 地 方 債 債 債 債	502	6,941	1,545	100	—	2,565	—	11,654
社 株 外 国 証 券	—	2,754	6,455	411	—	2,709	—	12,329
株 式	1,502	2,183	4,909	1,034	8,802	283	0	18,714
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	115	115
そ の 他 の 証 券	—	100	200	—	485	3,023	377	4,186
合 計	—	711	1,022	5,162	8,317	—	446	15,660
合 計	2,004	12,690	14,132	6,708	17,605	8,581	940	62,662

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

		2018年度		2019年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的 その他の目的 合 計	100 13,804 13,905	100 14,043 14,144	100 11,554 11,654	100 13,026 13,126
地 方 債	満期保有目的 その他の目的 合 計	— 11,699 11,699	— 10,932 10,932	— 12,329 12,329	— 12,076 12,076
政 府 保 証 債	満期保有目的 その他の目的 合 計	— 5,323 5,323	— 5,149 5,149	— 5,274 5,274	— 5,149 5,149
公 社 公 団 債	満期保有目的 その他の目的 合 計	318 2,631 2,950	338 3,139 3,478	283 2,603 2,886	299 2,500 2,800
金 融 債	満期保有目的 その他の目的 合 計	— 801 801	— 1,435 1,435	— 600 600	— 764 764
事 業 債	満期保有目的 その他の目的 合 計	— 4,954 4,954	— 3,300 3,300	— 9,952 9,952	— 8,858 8,858
株 式	満期保有目的 その他の目的 合 計	— 144 144	— 142 142	— 115 115	— 142 142
外 国 証 券	満期保有目的 その他の目的 合 計	— 4,333 4,333	— 4,065 4,065	— 4,186 4,186	— 4,316 4,316
そ の 他 の 証 券	満期保有目的 その他の目的 合 計	— 13,688 13,688	— 12,574 12,574	— 15,660 15,660	— 15,605 15,605
計	満期保有目的 その他の目的 合 計	419 57,383 57,803	439 54,783 55,222	383 62,279 62,662	400 62,440 62,840

預証率

(単位:百万円)

		2018年度	2019年度
有 価 証 券 (A)	期 末 残 高	57,803	62,662
	平 均 残 高	55,222	62,840
預 金 積 金 + 譲 渡 性 預 金 (B)	期 末 残 高	184,838	185,733
	平 均 残 高	187,766	187,817
預 証 率 (A)/(B)	期 末 残 高	31.27%	33.73%
	平 均 残 高	29.41%	33.45%

(注)1.預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{(\text{預金積金} + \text{譲渡性預金})} \times 100$

2.国内業務部門のみで国際業務部門は該当ございません。

有価証券の時価情報

■売買目的有価証券 ……該当する取引はございません。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100	104	3	100	102	2
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	318	332	13	283	291	8
	その他	—	—	—	—	—	—
小計		419	436	17	383	394	11
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
小計		—	—	—	—	—	—
合計		419	436	17	383	394	11

(注)1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	39	26	13	34	26	8
	債券	39,217	37,987	1,229	34,584	33,812	772
	国債	13,804	13,268	536	11,055	10,792	263
	地方債	11,699	11,371	327	12,329	12,071	258
	社債	13,712	13,347	365	11,199	10,948	251
	その他	9,171	8,701	470	9,517	9,196	321
小計		48,428	46,715	1,713	44,137	43,035	1,102
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	90	100	△10	66	100	△34
	債券	—	—	—	7,731	7,802	△71
	国債	—	—	—	499	503	△4
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	7,232	7,298	△66
	その他	8,849	9,214	△364	10,330	11,482	△1,152
小計		8,940	9,315	△375	18,127	19,385	△1,258
合計		57,369	56,031	1,337	62,264	62,420	△156

(注)1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

		2018年度		2019年度	
		貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式	計	14		14	
合計		14		14	

金銭の信託の時価情報

■運用目的の金銭の信託 ……該当する取引はございません。

■満期保有目的の金銭の信託 ……該当する取引はございません。

■他の金銭の信託

(単位:百万円)

2018年度				2019年度			
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引 ……該当する取引はございません。

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

項目		2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		11,751	11,998
うち、出資金及び資本剰余金の額		401	403
うち、利益剰余金の額		11,367	11,616
うち、外部流出予定額(△)		15	15
うち、上記以外に該当するものの額		△1	△4
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		148	163
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		148	163
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		11,899	12,162
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		2	2
うち、のれんに係るもの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		2	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		162	169
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)		164	172
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)		11,734	11,990
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		73,256	76,841
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△720	△720
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー		△720	△720
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		4,066	3,997
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		77,323	80,838
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(二))		15.17%	14.83%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本・自己資本比率

2018年3月末 ▶ 115億99百万円

2019年3月末 ▶ 117億34百万円

2020年3月末 ▶ 119億90百万円



平成26年3月期より、世界的な金融危機の経験を踏まえて、新しい自己資本比率規制(国内基準)がスタートしました。

自己資本の量に関する最低自己資本比率4%という基準は維持し、一方で自己資本の質を強化することを目的とした規制となっています。資本の定義を一本化し、質の高い資本から構成されるコア資本をリスク・アセット等で割ったものが4%以上であるかどうかが新しい規制のイメージとなります。

自己資本比率の算出方法

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本)}}{\text{リスク・アセット等}} \times 100$$

(自己資本の額) 11,990 × 100
 (リスク・アセット等) 80,838
 ▼
自己資本比率=14.83%

(単位:百万円)

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。
 なお、当金庫の自己資本調達手段の概要是次のとおりです。

発行主体	大牟田柳川信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	403百万円

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	73,256	2,771	76,841	2,846
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	69,941	2,797	71,867	2,874
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	90	3	90	3
我が国の政府関係機関向け	221	8	218	8
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,705	348	7,642	305
法人等向け	18,633	745	20,990	839
中小企業等向け及び個人向け	24,047	961	23,201	928
抵当権付住宅ローン	2,862	114	2,682	107
不動産取得等事業向け	7,848	313	9,097	363
3ヵ月以上延滞等	413	16	499	19
取立て未済手形	5	0	2	0
信用保証協会等による保証付	808	32	824	32
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等のエクスボージャー	144	5	144	5
重要な出資のエクスボージャー	144	5	144	5
上記以外	6,161	246	6,473	258
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	1,220	48	1,220	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスボージャー	858	34	858	34
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー	698	27	677	27
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスボージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスボージャー	3,384	135	3,717	148
②証券化エクスボージャー	—	—	—	—
証券化	S TC要件適用分	—	—	—
	非S TC要件適用分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	3,963	158	5,667	226
ルックス・スル一方式	3,963	158	5,667	226
マングデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	70	2	—	—
⑦中央清算機関連エクスボージャー	0	0	26	1
口. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,066	162	3,997	159
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	77,323	2,934	80,838	3,006

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向け)を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しています。

(オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等をおこなうことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工クスポートイヤーを除く)

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化工クスポートイヤーを除く)

信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高
(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								3カ月以上延滞 エクspoージャー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	184,229	181,848	-	-	38,406	41,997	-	-	-	-	-
国 外	4,408	4,308	-	-	4,400	4,300	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	188,638	186,156	-	-	42,806	46,297	-	-	-	-	-
製 造 業	4,770	7,287	3,468	3,282	1,200	3,900	-	-	33	23	
農・林・漁業	835	907	835	907	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	55	44	55	44	-	-	-	-	-	-	
建 設 業	10,562	9,663	10,562	9,663	-	-	-	-	2	3	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,260	4,428	460	425	1,797	3,997	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	194	642	84	153	-	300	-	-	2	-	
運 輸 業、郵 便 業	7,975	8,098	1,832	1,654	6,125	6,425	-	-	-	48	
卸 売 業、小 売 業	7,697	7,786	7,597	7,586	100	200	-	-	114	157	
金 融・保 険 業	52,094	46,716	6,026	6,015	8,243	7,407	-	-	-	-	
不 動 産 業	14,588	15,359	14,187	14,959	400	400	-	-	263	254	
物 品 賃 貸 業	459	442	459	442	-	-	-	-	-	-	
学術研究・専門・技術サービス業	593	553	392	353	200	200	-	-	-	-	
宿 泊 業	957	857	957	857	-	-	-	-	338	331	
飲 食 業	2,284	2,583	2,284	2,583	-	-	-	-	83	44	
生活関連サービス業、娯楽業	1,516	1,366	1,500	1,350	-	-	-	-	21	19	
教育・学習支援業	1,550	1,561	1,550	1,561	-	-	-	-	-	-	
医 療・福 祉	3,285	2,964	3,285	2,964	-	-	-	-	77	32	
その他のサービス	7,387	6,972	7,386	6,971	-	-	-	-	41	85	
国・地方公共団体等	40,763	37,939	3,335	2,752	24,740	23,467	-	-	-	-	
個 人	23,194	24,300	23,194	24,300	-	-	-	-	72	62	
そ の 他	5,613	5,676	-	-	-	-	-	-	-	-	
業種別合計	188,638	186,156	89,456	88,832	42,806	46,297	-	-	1,052	1,062	
1年以下	50,153	49,459	7,953	8,337	900	2,000	-	-	-	-	
1年超3年以下	17,448	21,334	6,299	4,589	5,124	11,744	-	-	-	-	
3年超5年以下	24,764	19,011	7,006	6,226	17,758	12,785	-	-	-	-	
5年超7年以下	10,799	7,055	5,691	5,490	5,073	1,519	-	-	-	-	
7年超10年以下	18,568	22,788	12,470	13,310	3,697	9,298	-	-	-	-	
10年超	58,121	57,563	47,868	48,614	10,252	8,949	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	8,783	8,943	2,166	2,263	-	-	-	-	-	-	
残存期間別合計	188,638	186,156	89,456	88,832	42,806	46,297	-	-			

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2.「3カ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、その他の資産、有形固定資産、繰延税金資産が含まれます。

4.CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金等について「地域別」の区分は省略しております。

●リスク管理方法及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失するなどして、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、日常業務に内在する信用リスクについて、認識、把握、モニタリング、コントロールすることにより、健全性の確保、信用コスト削減、適正な収益確保、自己資本の充実を図ることができると考えており、適切な信用リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識から、「信用リスクの管理方針」や与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を含む「信用リスク管理規程」を制定し、適正な管理に努めているほか、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互けん制の働く体制を確保しています。

また、金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、信用リスクの管理とともに、適正な償却・引当を行ふための準備作業となる自己査定が、理事により適切に整備され、有効に機能するよう、適正な資産査定管理態勢の整備に努めています。

償却・引当については、「資産査定取扱規程」や「資産査定取扱マニュアル」に加えて、「償却及び引当金の計上に関する規程」「償却及び引当金の計上に関するマニュアル」を定め、貸倒引当金の計上及び償却を実施しています。

特に、引当金の計上については、正常先、その他要注意先、要管理先とした債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて求めた一般貸倒引当金を計上し、また、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先とした債務者区分のうち、個別に担保・保証でカバーされていない未保全額に対して算出した個別貸倒引当金を計上しています。

なお、その結果については、外部監査人の監査を受けるなどして、それら引当金の計上が適正であることを確認しています。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……61ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種	2018年度			2019年度		
	個別貸倒引当金		貸出金償却	個別貸倒引当金		貸出金償却
	当期増加額	当期減少額		当期増加額	当期減少額	
製造業	10	—	23	—	17	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	10	56	—	51	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	—	10	—	13	—
卸売業、小売業	33	—	117	—	12	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	5	299	—	—	16
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	0	—	—	—	—
宿泊業	—	2	260	—	—	7
飲食業	4	—	82	—	—	9
生活関連サービス業、娯楽業	—	0	33	—	—	2
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	53	—	53	—	—	37
その他のサービス	—	18	74	—	9	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	7	—	84	—	—	18
合計	114	37	1,095	—	103	93
						1,105

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	54,151	—	51,335
10%	100	12,764	100	12,851
12%	—	—	—	0
20%	2,001	43,555	3,502	38,227
24%	—	0	—	—
35%	—	8,191	—	7,671
50%	1,899	6,800	6,004	7,107
75%	—	28,741	—	27,428
100%	301	29,109	301	30,087
120%	—	601	—	1,101
150%	—	139	—	165
250%	—	279	—	270
合計	188,638		186,156	

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクspoージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート		2,104	2,151	11,607	11,992	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関及び証券会社向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け	543	767	6,015	5,984	—	—	—
④中小企業等・個人向け	1,314	1,144	5,438	5,877	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	11	9	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	9	5	—	—	—	—	—
⑦3カ月以上延滞等	2	2	0	0	—	—	—
⑧上記以外	223	221	152	129	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱える信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から検討を行っています。また、担保又は保証に過度に依存しない融資姿勢の確保に努めていますが、担保又は保証が必要となる場合は、金庫が定める庫内規程に基づき、お客様へ十分な説明を行い、ご理解いただいたうえでご契約に至るよう、適正な事務取扱に努めています。

お客様が期限の利益を喪失された場合は、与信取引の範囲において、預金と相殺する場合がありますが、金庫の規程や各種約定書等に基づき、法的に有効であることを確認したうえで、その対応を行っています。

自己資本比率規制で定められた信用リスク削減手法においては、適格金融資産担保として、預金積金、上場株式、保証、その他未担保預金等が該当します。

また、当金庫が扱う主要な保証については、政府保証と同様の信用度を持つ「信用保証協会」や適格格付機関が付与する格付により判定する「しんきん保証基金」などがありますが、担保・保証に関する手続きについては、金庫が定める庫内規程等に基づいた適正な対応に努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

……該当する取引はございません。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、お客様との派生商品取引はありません。

有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針(有価証券運用内規)の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しておりますので、影響が生じることはあります。

なお、リスク資本および信限度額の割当については、当金庫で定める「統合的リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

●証券化エクスポートに関する事項(再証券化エクスポートを含む)

……該当する取引はございません。

●リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券取引の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化取引への投資は有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「証券化商品の運用・管理に関する規則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

●証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

●証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター(R&I) ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)

・株式会社日本格付研究所(JCR) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

●オペレーションル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーションル・リスクを「業務プロセス、役職員の活動、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーションル・リスクを、事務リスク、システムリスク、その他オペレーションル・リスク（法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）などの幅広いリスクと考え、各管理体制や管理方法に関するリスクの管理方針をそれぞれのリスクについて定め、それらのリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢整備に努めております。

また、これらリスクに関しては、ALM委員会等におきまして協議・検討を行うほか、必要に応じて、理事会及び常勤理事会等において、経営陣に対する報告を行うなど、報告体制を整備しております。

●オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	130	130	100	100
非上場株式等	875	875	875	875
合計	1,005	1,005	976	976

■出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	2	△26

●銀行勘定における出資その他これに類するエクspoージャー
又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクspoージャーにあたることは、上場株式、非上場株式、非上場出資金、上場優先出資証券、株式関連投資信託等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化取引と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、非上場出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行なうなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	13,515	16,379
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項目番号	項目名	イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	4,316	4,821	39					
2	下方パラレルシフト	0	0	0					
3	ステイ一括化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	4,316	4,821	39					
8	自己資本の額	ホ		ヘ		前期末		前期末	
		当期末		前期末		前期末		前期末	
		11,990		11,734					

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみ開示しております。

イ.リスク管理の方針及び手続きの概要

(1)リスク管理の方針

- ・金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。
- ・当金庫が行う取引は、預金・貸出金、投資有価証券を中心とした銀行勘定の取引であり、金利リスクは、銀行勘定における全ての金利感応資産・負債を計測の対象としております。
- ・当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、業務計画において決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦されています。また、評価損益額、ポジション額や感応度等に限度を設定し、市場リスク量や損失額を一定範囲に抑えるよう管理を行っております。市場リスク管理部門である法務部リスク管理課では、これらの遵守状況のモニタリングを通じて、市場リスク量全体の評価を行うとともに、市場リスクの状況を定期的に報告しております。

(2)金利リスクの算定手続

- ・市場リスク量の統一的な尺度としてVaR法を採用しているほか、BPV法など取引の特性に応じてリスクを多面的に分析・把握することにより、適切に市場リスクを管理しております。VaRは、投資有価証券は日次、預金・貸出金取引等は月次にて計測しております。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減方法

- ・金利スワップや金利先物などのヘッジ手段を用いる金利リスク削減手法は行っていません。

ロ.金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの)をいう。)並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法やその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
スプレッドに関する前提	該当事項はありません。
内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	2020年3月末の△EVEは43億円となり、前期末比5億円減少しました。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	当期の重要性テスト(金利リスク(△EVE)/自己資本の額)の結果は、基準値である自己資本の額の20%を超えており、超過幅の縮小に努めてまいります。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	

- (2) 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaRに基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益上限枠なども設定しており、半期毎に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

子会社等の概況

●当金庫グループの主要な事業内容

当金庫グループは、当金庫、子法人1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行等のサービスを提供しております。

●子法人の概況

名 称	有限会社 大伸商事	事 業 の 内 容	集金の代行業務等
住 所	福岡県柳川市三橋町下百町206番地8	設 立 年 月 日	平成3年6月5日
資 本 金 ま た は 出 資 金	300万円	当金庫役職員の議決権比率	100.00%

当金庫では、子法人は当金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務指標等は作成しておりません。

開示項目記載一覧

信用金庫法施行規則による記載事項一覧

1.金庫の概況及び組織に関する事項	
(1)事業の組織	16
(2)理事及び監事の氏名(役職名)	17
(3)事務所の名称及び所在地	18
2.金庫の主要な事業の内容	3
3.金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	50
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	54
②経常利益	54
③当期純利益	54
④出資総額及び出資総口数	54
⑤純資産額	54
⑥総資産額	54
⑦預金積金残高	54
⑧貸出金残高	54
⑨有価証券残高	54
⑩単体自己資本比率	54
⑪出資に対する配当金	54
⑫役員数及び常勤役員数	54
⑬職員数	54
⑭会員数	54
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	55
②預金に関する指標	57
③貸出金に関する指標	58
④有価証券に関する指標	62
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	28
(2)法令遵守の体制	36
(3)中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況	22
(4)経営者保証に関するガイドラインの活用状況	25
(5)金融ADR制度への対応	40
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	51
(2)自己資本の充実の状況	
①自己資本の構成に関する事項	64
②定量的な開示事項	
①自己資本の充実度に関する事項	66
②信用リスクに関する事項	67
③信用リスク削減手法に関する事項	69
④派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	69
⑤証券化エクスポート・リースに関する事項	69
⑥オペレーション・リスクに関する事項	70
⑦出資等エクスポート・リースに関する事項	70
⑧金利リスクに関する事項	71
(3)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	60
②延滞債権に該当する貸出金	60
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	60
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	60
⑤金融再生法に基づく開示債権の状況	60
(4)貸倒り引当金の期末残高及び期中の増減額	61
(5)貸出金償却額	61
(6)次に掲げるものに関する取得価額	
又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	63
②金銭の信託	63
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	63
(7)金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表損益計算書及び剰余金処分計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	50
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営 又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	54
7.子会社等の概況	71

自主的開示項目

1.経営方針	2
2.あゆみ	19
3.信金中央金庫(信金中金)のご案内	48
4.総代会制度について	20
5.大牟田柳川信用金庫と地域社会	4
6.商品・サービスのご案内	12
7.主な手数料	11
8.その他業務利益の内訳	55
9.経費の内訳	56
10.預金者別残高・構成比	57
11.1店舗当たり預金残高	57
12.常勤役職員1人当たり預金残高	57
13.財形貯蓄残高	57
14.消費者ローン・住宅ローン残高	58
15.1店舗当たり貸出金残高	59
16.常勤役職員1人当たり貸出金残高	59

用語解説

ALM

ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。

オリジネーター

原資産の所有者。

金利リスク

市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのこという。

繰延税金資産

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。

証券化エクスポージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産。

信用リスク削減手法

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

コア資本

自己資本比率規制の中で使われる概念。「出資金」、「内部留保(利益準備金、特別積立金等)」、「一般貸倒引当金」などから構成される。

抵当権付住宅ローン

自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。

適格格付機関

自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

派生商品取引

(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。

VaR

Value at Risk(バリュー・アット・リスク)

将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。

不動産取得等事業者

(代償的な解釈としては)不動産の取得または運用を目的とした事業者。

リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産額。

リスクウェイト

債権の危機度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

令和2年7月

発行 大牟田柳川信用金庫 業務部
〒836-0842 福岡県大牟田市有明町2丁目2番地の17
☎ (0944) 52-3330・FAX (0944) 52-3383
<http://www.shinkin.co.jp/omuta/>



本店 〒836-0842 福岡県大牟田市有明町2丁目2番地の17
TEL.0944-52-3305
<http://www.shinkin.co.jp/omuta/>